

令和8年（2026年）2月27日（金曜日）

第 2 号

令和8年第1回北海道議会定例会会議録

第2号

令和8年（2026年）2月27日（金曜日）

議事日程 第2号

2月27日午前10時開議

日程第1、議案第1号ないし第55号、第60号及び

報告第1号

（質疑並びに一般質問）

○本日の会議に付した案件

1. 日程第1

出席議員（96人）

議長 100番 伊藤 条 一 君

副議長 82番 梶谷 大志 君

1番 山崎 真由美 君

2番 岡田 遼 君

3番 小林 千代美 君

4番 清水 敬弘 君

5番 板谷 よしひさ 君

6番 伊東 尚悟 君

7番 今津 寛史 君

8番 木下 雅之 君

9番 黒田 栄継 君

10番 小林 雄志 君

11番 高田 真次 君

12番 武市 尚子 君

13番 千葉 真裕 君

15番 鶴羽 芳代子 君

16番 戸田 安彦 君

17番 早坂 貴敏 君

18番 藤井 辰吉 君

19番 前田 一男 君

20番 水間 健太 君

21番 鈴木 仁志 君

22番 田中 勝一 君

23番 石川 さわ子 君

24番 海野 真樹 君

25番 丸山 はるみ 君

26番 中村 守 君

27番 寺島 信寿 君

28番 水口 典一 君

29番 川澄 宗之介 君

30番 木葉 淳 君

31番 小泉 真志 君

32番 鈴木 一磨 君

33番 武田 浩光 君

34番 淵上 綾子 君

35番 宮崎 アカネ 君

36番 山根 まさひろ 君

37番 和田 敬太 君

38番 植村 真美 君

39番 佐々木 大介 君

40番 滝口 直人 君

41番 林 祐作 君

42番 檜垣 尚子 君

43番 宮下 准一 君

44番 村田 光成 君

45番 渡邊 靖司 君

46番 浅野 貴博 君

47番 安住 太伸 君

48番 内田 尊之 君

49番 大越 農子 君

50番	太田憲之君	88番	三好雅君
51番	桐木茂雄君	89番	村木中君
52番	久保秋雄太君	90番	吉田祐樹君
53番	佐藤禎洋君	91番	田中芳憲君
55番	千葉英也君	92番	富原亮君
56番	道見泰憲君	93番	松浦宗信君
57番	船橋賢二君	94番	中司哲雄君
58番	丸岩浩二君	95番	藤沢澄雄君
59番	中野秀敏君	96番	村田憲俊君
60番	池端英昭君	97番	吉田正人君
61番	菅原和忠君	98番	喜多龍一君
62番	中川浩利君	99番	高橋文明君
63番	畠山みのり君	欠席議員（1人）	
64番	沖田清志君	54番	清水拓也君
65番	笹田浩君	欠員（3人）	
66番	白川祥二君	14番	
67番	新沼透君	71番	
68番	阿知良寛美君	83番	
69番	田中英樹君	<hr/>	
70番	中野渡志穂君	出席説明員	
72番	真下紀子君	知事	鈴木直道君
73番	荒当聖吾君	副知事	濱坂真一君
74番	森成之君	同	三橋剛君
75番	赤根広介君	同	加納孝之君
76番	佐藤伸弥君	公営企業管理者	天沼宇雄君
77番	池本柳次君	病院事業管理者	井上聡巳君
78番	滝口信喜君	総務部長 兼北方領土対策 本部長	坂本隆哉君
79番	松山丈史君	総務部職員監	飯田滋君
80番	市橋修治君	総務部危機管理監	高山圭一君
81番	稲村久男君	総務部 イノベーション 推進監	天野紀幸君
84番	広田まゆみ君	総合政策部長 兼地域振興監	中村昌彦君
85番	高橋亨君		
86番	平出陽子君		
87番	花崎勝君		

総合政策部
グローバル戦略
推進 監 山田哲史君
総合政策部
交通企画 監 斎藤由彦君
環境生活部長 谷内浩史君
環境生活部
アイヌ政策 監 高見里佳君
保健福祉部長 古岡昇君
保健福祉部
子ども応援社会
推進 監 竹澤孝夫君
経済部長 水口伸生君
経済部観光振興 監 阿部正幸君
経済部食産業振興 監 後藤知佳子君
経済部
ゼロカーボン推進 監 田中仁君
経済部
次世代社会戦略 監 大矢邦博君
農政部長 鈴木賢一君
農政部
食の安全・みどりの
農業推進 監 山口和海君
水産林務部長 岡嶋秀典君
水産林務部
森と海の未来づくり
推進 監 近藤将基君
建設部長 関俊一君
建設部建築企画 監 大野雄一君
会計管理者
兼出納局長 清水目剛君
企業局長 松田尚子君
道立病院部長 東幸彦君
財政局長 藤原啓裕君
財政課長 神長賢人君

教育委員会教育長 中島俊明君
教育部長 猪口浩司君
兼教育職員 監
学校教育 監 川端香代子君
総務課長 手塚和貴君

選挙管理委員会
委員長 大崎誠子君
選挙管理委員会
事務局長 笹森穰君

人事委員会
事務局長 増田弘幸君

警察本部長 友井昌宏君
総務部長 板東茂利君
警務部長 谷山敬一君
総務部参事官
兼総務課長 渡部雅彦君

労働委員会
事務局長 岡本收司君

監査委員事務局長 榎信彦君

収用委員会
事務局長 大槻悟君

議会事務局職員出席者

事務局長 木村敏康君
議事課長 富永誠君
議事課長補佐 加藤隆行君
議事係長 古賀勝明君
議事課主任 成田将幸君
同 伊藤僚君

午前10時1分開議

○議長伊藤条一君 これより本日の会議を開きます。

報告をさせます。

〔富永議事課長朗読〕

1. 監査委員から、監査並びに例月出納検査の結果について報告がありました。

1. 人事委員会委員長から、議案第20号、第22号及び第43号について意見書の提出がありました。

（上の条例案に対する意見は巻末**議案の部**に掲載する）

1. 本日の会議録署名議員は、

中 川 浩 利 議員

畠 山 みのり 議員

沖 田 清 志 議員

であります。

1. 議長の報告

○議長伊藤条一君 この際、御報告いたします。
同僚議員角田一君は、昨日、逝去されました。
誠に痛惜哀悼の念に堪えません。
よって、議長において謹んで弔意を表しました。
以上、報告いたします。

1. 角田一議員逝去に対する黙禱

○議長伊藤条一君 この際、角田一議員の逝去を悼み、弔意を表するため、黙禱をささげたいと思います。
御起立願います。
黙禱。

〔全員起立・黙禱〕

○議長伊藤条一君 黙禱を終わります。
御着席ください。

1. 日程第1、議案第1号ないし第55号、第60号及び報告第1号 （質疑並びに一般質問）

○議長伊藤条一君 日程第1、議案第1号ないし第55号、第60号及び報告第1号を議題とし、これに関する質疑並びに道政に関する一般質問を行います。
質疑並びに質問の通告がありますので、順次、発言を許します。
花崎勝君。

○87番花崎勝君（登壇・拍手）（発言する者あり）おはようございます。

代表質問に先立ち、我が会派の同僚議員であります角田一先生の御逝去の報に接し、謹んでお悔やみ申し上げますとともに、御霊の安らかな御冥福をお祈り申し上げます。

角田先生におかれましては、我が会派の政策審議委員として、今回の代表質問に当たり、最後まで御尽力いただいたところであり、故人をしのびつつ、質問させていただきます。

それでは、私は、自民党・道民会議を代表して、知事の政治姿勢などについて、順次質問をしてまいります。

初めに、新年度に向けた知事の政治姿勢についてであります。

先般の衆議院総選挙では、高市総理が「日本列島を、強く豊かに。」とのスローガンの下、責任ある積極財政への政策の転換を掲げ、国民の皆様にも信を問い、選挙結果が示すとおり、一定の支持を得たものと受け止めております。

今後、国では、成長戦略の具体化に向けた動きが本格化するとともに、17の戦略分野においては、さらなる投資の拡大も期待されるところであります。こうした動きは、これまで道が進めてきたGXやAI、DXの推進、次世代半導体産業の集積などの政策とも符合し、本道にとって大きな好機になるものと考えます。

一方、人口減少や物価高への対応、頻発・激甚化する自然災害への備えなど、本道が抱える政策課題は山積しています。こうした中で、日本列島を強く豊かにするために、知事には、道民の先頭に立って、本道が直面する諸課題の解決に向けた具体的な道筋とともに、北海道の未来の姿を道民に示していただきたいと考えます。

知事は、道政執行方針において、本道の持続的発展に向けて、成長につながる未来への投資を進め、希望の種火を大きく育て、進むべき道を照らす揺るぎない光としていくことで、北海道は未来を牽引する大地へと発展していくと確信していると、力強く述べられました。

知事任期の最終年度となる来年度予算には、これまでの総決算とし、知事の格別な思いが込められているものと考えます。

そうした知事の考えや知事が目指す北海道のあるべき姿を、令和8年度当初予算などを通じてどのように具体化しようとしているのか、来年度の道政運営に挑む基本的な考え方を伺います。

次に、財政運営についてであります。

道は、先日、令和8年度当初予算案の発表と併せて、当初予算編成を踏まえた今後の収支見通しと実質公債費比率の推計を示すとともに、さきの委員会において、来年度から5年間の次期行財政運営の基本方針案を公表しました。

このうち、財政運営については、昨年11月に示された方向性に沿って、収支不足額の縮小、財政調整基金残高の確保、実質公債費比率の改善を目標に掲げ、財政健全化に向けて着実に取り組むこととしています。

今回公表された収支見通しでは、昨年11月に示した見通しと比較して、令和9年度以降の収支不足額は拡大する見込みとなっており、また、実質公債費比率は改善傾向にあるものの、依然と

して高い水準で推移する見込みにあります。

今後も厳しい財政状況が続く見通しにありますが、知事には、本道の将来を見据え、地域産業の発展と道民生活の向上を図るため、効果的な施策を積極的に講じていくことが求められています。

そのためには、次期行財政運営の基本方針に沿って、道財政の健全化に向けてしっかりと取組を進めていく必要があるものと考えますが、知事は今後どのように財政運営を行っていくのか、伺います。

次に、防災対策に関し、まず、防災計画等の実効性確保についてであります。

道は、本年2月、国の防災基本計画の修正に加え、昨年7月のカムチャツカ半島付近の地震並びに昨年12月の青森県東方沖の地震への災害対応の振り返りを踏まえ、地域防災計画を修正するとともに、日本海沿岸の地震・津波被害想定を踏まえた防災・減災対策指針を北海道防災会議において策定したところであります。

これらの計画や指針には、巨大地震が切迫するとされる太平洋沿岸のみならず、地震発生後、短時間で津波が来襲するという日本海沿岸の特性も踏まえ、道防災情報システムの利活用や避難所等の環境改善、避難路の確保など、ソフト、ハードの両面から防災対策の充実強化を図る内容が盛り込まれております。

今後、地震・津波災害から一人でも多くの命を守るためには、各自治体において、地域住民の迅速な避難や、避難所等で命を失わないための環境整備に向けた取組を着実に進めていくことが極めて重要であります。

道として、新たな防災計画や防災・減災対策指針の実効性をどのように確保していく考えか、知事の所見をお伺いいたします。

次に、札幌圏での大雪への対応についてであります。

先月24日から25日にかけての記録的な大雪では、札幌を中心に、道路の大規模渋滞や公共交通の乱れが生じ、新千歳空港では多数の滞留者が発生するなど、道民生活はもとより、本道を訪れた観光客にも深刻な影響が生じました。

道は、非常配備体制の下、札幌市へのリエゾン派遣や情報共有、除排雪に係る支援など、関係機関と連携しながら対応に当たったところであります。

札幌圏では、令和4年2月にも記録的な大雪に見舞われ、当時、道は、関係機関とともに対応の検証を行い、輸送障害対策や情報発信・共有、雪害発生時の体制強化など、具体的な改善策を整理した経緯があります。

しかしながら、今回も、空港と鉄道をはじめとする交通機関の情報共有や、利用者への情報提供の在り方など、課題が改めて顕在化したことは重く受け止める必要があります。

災害級の大雪が今後も起こり得る中、同様の混乱を繰り返さないためには、過去の検証結果が今回どこまで機能したのか、どこに課題が残ったのかを明らかにした上で、改善につなげていくことが不可欠であります。

知事は、今回の大雪への対応についてどのように総括しているのか伺うとともに、今後、災害級の大雪に備えた実効性ある対策をどのように進めていく考えなのか、所見を伺います。

次に、北方領土問題についてであります。

戦後80年を経過した現在も、北方領土問題は解決に至っておらず、日ロ関係は、ウクライナ情勢等の影響により、依然として厳しい状況にあります。こうした中、平和条約の締結に関する交渉や四島交流等事業の先行きを見通すことは容易ではなく、国民の関心の風化も懸念されます。元島民の方々の高齢化が進む中、返還要求運動を次世代へ確実に引き継いでいくことは待ったなしの課題であります。次世代を担う若い世代の関心を高め、具体的な行動へとつなげていく流れを広げていく必要があります。

道として、北方領土問題に関する国民世論の一層の喚起を図るため、若い世代の返還要求運動への参加拡大に向け、どのような施策を講じていく考えか、知事の見解を伺います。

次に、地方創生についてであります。

道は、本年度、第3期北海道創生総合戦略の改訂に向け、パブリックコメントや北海道創生協議会での議論、市町村や関係団体の意見も踏まえながら検討を進めており、先日の委員会において改訂原案を示したところです。

道が昨年12月に公表した、住民基本台帳ネットワークに基づく人口によれば、本道の人口は500万人を下回り、依然として人口減少が急速に進行しております。東京一極集中の流れに歯止めがかかっていない現状は、本道の将来にとって極めて深刻な課題であります。

こうした中、国においては、昨年12月に、地方創生に関する総合戦略が取りまとめられるとともに、地域の可能性や地域特性を生かした独自の取組を後押しする施策が政府の新年度予算案に盛り込まれるなど、地方創生をめぐる様々な動きが見られます。

道の戦略改訂案では、若者や女性にも選ばれる地域づくりを新たな取組の柱の一つに位置づけるとともに、重点戦略プロジェクトとして、GX政策とAI・DX関連産業政策の一体的な展開に取り組むこととしております。

知事は、人口減少などが進む本道の厳しい現状をどのように受け止め、今回改訂する北海道創生総合戦略に基づき、今後どのように地方創生の取組を進めていくのか、知事の所見を伺います。

次に、インドとの交流についてであります。

昨年の第3回定例会における我が会派の代表質問において、今後のインドとの交流について、人材の受入れや定着につなげていくこと、さらに、現地における本道の知名度向上を図り、観光や輸出といった分野にも交流を広げていくことが必要であると指摘したところであります。

世界的に人材獲得競争が激化し、国際情勢の不確実性が高まる中であって、世界最多の人口を有し、経済成長を続けるインドとの関係強化は、本道にとって極めて重要であります。とりわけ、本道が優位性を持つ食や観光などを切り口に、新たな市場の開拓や交流の拡大を図ることは、本道の持続的な発展に不可欠と考えます。

こうした中、道では、先月、加納副知事がインドを訪問され、世界トップレベルの人材を輩出するインド工科大学ボンベイ校と、人材交流の促進に向けた意見交換を行ったほか、在ムンバイ日本国総領事館の協力の下、本道の食と観光を現地のシェフや観光関係者などにPRするイベントを開催し、好評を博したと伺っております。具体的な交流が着実に進んでいるものと認識しております。

道議会においても、先月、超党派による日印友好議員連盟が、着任間もないマリック駐日インド大使を訪問し、北海道とのさらなる関係の構築について意見交換を行ったところであり、こうした機運も踏まえ、道としても、今回のインド訪問で積み上げてきた関係をより強固なものとなるよう、一層、戦略的に進めていくべきと考えます。

道として、これまでの取組をどのように生かし、来年度において具体的にどのような取組を行う考えか、知事の見解を伺います。

次に、交通政策に関し、まず、北海道交通政策総合指針の次期重点戦略についてであります。

現在、道が検討を進めている指針の重点戦略は、知事の諮問機関である運輸交通審議会における議論などを踏まえ、その案が先日の委員会に報告されました。

コロナ禍以降、激変する交通・物流環境を的確に捉えながら、その課題の解決に向けた方向性や方策などを示すものであり、我が会派としても、その検討状況に高い関心を持っています。

また、現下において象徴的な環境変化とも言える、北海道新幹線における札幌開業の遅れに加え、先般、札幌圏で見舞われた大雪による交通障害などにより混乱が生じたことは、個別の事情はあるにせよ、公共交通の安定的な維持確保に向けた新たな課題への対応が求められます。

こうした課題に対応していくためには、事業者の努力だけに委ねるのではなく、道をはじめ、市町村、交通事業者など、関係者が同じ目線に立って連携を深め、北海道の活力を支える発展基盤としての公共交通について、各主体が一体となって総合的に施策を展開していくことが極めて重要であると考えます。

知事は、今なお検討が進められている次期重点戦略の策定を踏まえ、今後の交通政策をどのように推進していく考えなのか、所見をお伺いいたします。

次に、北海道新幹線についてであります。

北海道新幹線新函館北斗－札幌間については、昨年3月、札幌開業の大幅な遅れが明らかにされて以降、工程の精査や工程短縮策の検討などが進められてきました。

こうした中、鉄道・運輸機構は、安全対策に最大限留意しながら、トンネルの難工事に懸命に取り組んでおりますが、先般、現時点の試算として、事業費が最大1兆2000億円増加するおそれがあることを公表しました。事業費の増嵩は、財政状況が厳しい沿線自治体にとっても重い負担であり、道としても重く受け止めるべき事態であります。

開業の遅れは、道民の方々の期待を大きく揺るがすとともに、関係自治体にも大きな絶望感を抱かせる事態となっております。

一方で、全国の情勢に目を向けると、他地域の新幹線整備促進に向けた議論が熱を帯びてお

り、基本計画路線を有する関係県においては、整備路線への格上げに向けた新たな動きを加速させようとしております。

言うまでもなく、北海道新幹線の札幌開業は道民の悲願であります。一日も早い完成、開業が、北海道の価値を押し上げることに繋がると確信しておりますが、事業費の増嵩への対応などの懸念が顕在化しております。

知事は、札幌開業をより確かなものとするため、今後どのように取り組む考えなのか、伺います。

次に、ヒグマ対策に関し、まず、市街地出没への対応についてであります。

今年度は、道内各地の市街等へのヒグマの出没が相次ぎ、狩猟を除く許可による捕獲数を見ても、今年1月末時点の速報値で過去最多となる2013頭に上っています。

道では、昨年、国がまとめたクマ被害対策パッケージも踏まえて、各種の取組を進めており、2月からは、ヒグマの人里への出没抑制を図るとともに、熟練した捕獲者の減少・高齢化に対処するための人材育成を目的とした春期管理捕獲も、昨年を上回る市町村が参加して始まっています。

今年もヒグマが活発に活動する時期を迎え、ヒグマ警報等の効果的な運用をはじめ、市町村におけるゾーニング管理の推進と個体数管理の強化による生活圏への出没防止を図るため、道としてどのように取り組んでいくのか、伺います。

次に、捕獲従事者の確保育成等についてであります。

ヒグマの市街地出没への対応のほか、捕獲従事者の人材の確保育成が課題となっており、警察等とも連携した人里出没時の緊急銃猟を含めた緊急対応の体制整備、さらに、ガバメントハンターの採用を含め、中長期的な人材確保・育成などに総合的に取り組んでいくことが必要と考えます。

これまでの取組を通じて明らかになった課題や新たな状況を踏まえ、ヒグマ対策の強化にどのように取り組んでいくのか、知事の見解を伺います。

次に、エゾシカ対策についてであります。

本道における野生鳥獣による令和6年度の農林水産業被害額は約64億7000万円で、エゾシカによるものがその約8割の約52億8000万円に上っており、農作物への被害が依然として大きな課題となっております。

また、エゾシカが関係する令和6年の交通事故は約5500件、6年度の列車運行の支障も約3900件となるなど、人とエゾシカとのあつれきは依然として深刻な状況にあります。

道では、こうした状況を踏まえ、令和6年1月から3年間をエゾシカ対策推進条例制定後では初となる緊急対策期間として設定し、捕獲等の強化に取り組んでいますが、捕獲数は、令和5年度が15万7000頭、令和6年度も15万8000頭と、いずれも目標とする18万5000頭を大きく下回り、被害額も増加していることについて、強い危機感を持つべきと考えます。

また、捕獲数のうち、食肉処理施設における処理数は3割弱にとどまっており、一層の有効活

用も求められます。

昨年末には、農水省から道に対して、重点的な農業被害対策の強化に向けたタスクフォース設立の提案もありました。

緊急対策期間が残り1年を切る中、エゾシカの個体数を減少させ、農林業被害の増加に歯止めをかけるため、これまでの取組の課題も踏まえて、国とも連携した抜本的な対策の強化が必要と考えますが、道は、捕獲目標の達成に向けて今後どのように取り組んでいくのか、捕獲個体の有効活用を含めて、知事に伺います。

次に、地域医療の確保に関し、まず、新たな地域医療構想についてであります。

道では、これまで、団塊の世代が全て75歳以上となる2025年を見据え、平成28年に地域医療構想を策定し、病床の機能分化・連携を推進し、バランスの取れた医療提供体制の構築に取り組んできていますが、今後ますます医療と介護の両方を必要とする高齢者が増加する一方で、医療従事者の減少が見込まれており、こうした変化に対応しながら必要な医療機能を維持することが重要となってきます。

このため、来年度は、2040年頃を見据えて国が進めている新たな地域医療構想の検討を踏まえ、本道における新たな地域医療構想を策定する年となりますが、道は、地域医療の確保にどのように取り組んでいくのか、知事の所見を伺います。

次に、市立室蘭総合病院の閉院についてであります。

今月25日、室蘭市は、患者数の減少により病院事業会計の赤字が拡大していることを理由に、2027年度を目途に市立病院を閉院する方針であることを公表しました。20の診療科と517床を有し、500人を超える職員が働く大規模病院の閉院が、地域の医療体制に影響を与えるのではないかと懸念されています。道内の他の公立病院の動向に影響を与える可能性も指摘されています。

道は、今回の市の方針をどのように受け止めており、今後、地域医療体制の維持に向けてどのように対応していく考えなのか、伺います。

次に、医師偏在対策についてであります。

国は、将来にわたり地域で必要な医療提供体制を確保し、適切な医療サービスを提供するため、実効性のある総合的な医師偏在対策の推進を図るため、令和6年12月に、医師偏在の是正に向けた総合的な対策パッケージを公表するとともに、昨年12月には、医療法等の一部を改正し、都道府県が医療計画において重点的に医師を確保すべき区域の設定や、その区域で勤務する医師の手当支給に係る事業の創設などを位置づけたところであります。

道は、こうした国の動きを踏まえて、本道における医師偏在の是正に向けて、令和8年度はどのように取り組んでいく考えなのか、伺います。

次に、介護サービス提供体制の確保についてであります。

介護保険制度は、その創設から25年が経過し、高齢者の介護を社会全体で支え合う仕組みとして定着し、発展してきました。

しかし、この間、本道では、高齢化が一層進み、特に地域においては、募集をしても人が集ま

らず、高額な報酬を支払い、人材派遣業者から短期的な介護職員の派遣を受けて対応するなど、介護人材が不足し、訪問介護事業所が撤退する地域も出るなど、介護サービス基盤の脆弱化が深刻な課題となっています。

全国的にも、2040年には65歳以上の高齢者数がピークを迎えるとともに、介護と医療の複合ニーズを抱える85歳以上人口が増加し、認知症高齢者や独居の高齢者の増加も見込まれていますが、一方で、現役世代の生産年齢人口の減少も見込まれており、どのように高齢者を支えていくのかが大きな課題となっています。

こうした中、国では、令和8年の介護保険制度改正に向けた検討が進められており、道では、この制度改正に合わせ、次の介護保険事業支援計画を令和8年度中に策定するものと承知しています。

広域で介護事業所等が偏在している本道において、それぞれの地域の実情に応じた介護サービス提供体制を確保していく必要があると考えますが、道としてどのように計画策定に取り組んでいくのか、伺います。

次に、子ども施策の推進についてであります。

昨日、国が公表した令和7年における本道の外国人等を含めた出生数の速報値は、前年より842人減の2万2663人と過去最少を更新し、少子化が改善する兆しは見えておりません。

こうした全国を上回るスピードで進行する少子化をはじめ、貧困、いじめや高止まりしている児童虐待など、本道の子どもを取り巻く多くの課題の解決に向けた取組を推進するため、道は、昨年4月、北海道こども基本条例を施行するとともに、北海道こども計画をスタートさせ、子ども施策を総合的かつ一体的に推進していくこととしたところであります。

条例の施行等から間もなく1年を迎える中、取組を実効性ある効果的なものとしていくためには、市町村はもとより、地域の関係団体や民間企業なども含めた地域社会が一体となって、こども計画に盛り込まれた、子どもの誕生前から成長に至るライフステージに応じた支援や、困難な状況で暮らす子どもたちへの支援を着実に進めていくことが重要であると考えますが、知事は、本道の子どもたちが将来にわたって健やかに成長していくことができる社会の実現に向け、今後どのように取り組んでいくのか、伺います。

次に、宿泊税に関し、使途についてであります。

宿泊税は、納税者である宿泊施設利用者の多くが納得できる使い道となるよう、丁寧に検討し、分かりやすく示していくことが重要であります。

道が昨年12月に決定した宿泊税充当施策の基本的な考え方では、令和8年度の取組の方向性として、観光客の利便性確保・向上に向け、移動手段の充実化を図るとしております。

また、宿泊者アンケートでも、旅行上の不便として最も多いのが移動手段であり、JRやバスなど、レンタカーに頼らない公共交通を充実させてほしいとの声を示されています。こうした納税者の声に的確に応えていくためには、交通や観光振興など関連する部局が一体となり、横断的に施策を検討し、事業に反映していくことが不可欠であると考えます。

道にとって、令和8年度は、言わば宿泊税元年となります。その意味でも、縦割りに陥ることなく、全庁を挙げて、納税者の納得感と施策としての実効性を両立させた使途の構築が求められております。

道は、令和8年度の宿泊税充当事業について、どのような手順で事業を構築してきたのか伺うとともに、納税者である宿泊者の声を十分に反映できたと認識しているのか、知事の見解を伺います。

次に、危機対応についてであります。

道は、危機対応力の強化の観点から、災害や感染症など、不測の事態に備えた財源の積み上げも含めて検討してきたところであります。

しかし、その必要性については議会においても議論となる中、我が会派としても、危機対応は一般財源や国費で対応してきた経過を踏まえ、宿泊税基金で別枠の積み上げを行うことには疑問を呈してきたところであります。

道は、今回、危機対応の積み上げは行わず、観光危機対応事業費として予算計上する整理としたところであります。

一方で、報道によれば、北海道観光機構など関係団体からは、危機時に備えた財源確保として積み上げを求める要望があったとのことであります。

道が危機対応の積み上げを行わないこととした理由を伺うとともに、関係団体からの要望をどのように受け止め、その結論に至ったのか、検討の経過について、知事の見解を伺います。

次に、統合型リゾートについてであります。

国は、昨年12月に、IR区域整備計画の認定申請受付期間に関する政令改正についてパブリックコメントを公示し、申請受付期間が令和9年5月6日から同年11月5日までと示されたところであり、報道によれば、現在、愛知県がIR誘致を表明するなど、再公募に向けた動きも進みつつあるところであります。

一方、道では、昨年9月に、IRに関する基本的な考え方を改訂する旨を表明し、11月にはその骨子を公表、12月には、改訂に向けた論点に関し、専門的な知見から検討を深めていくため、IRに関する有識者懇談会を設置し、これまでに2回の有識者懇談会を開催したところであります。この有識者懇談会においては、IR制度の意義や社会的影響対策など基本的な考え方の根幹部分について、期待と懸念の両面から幅広い議論がなされたものと受け止めております。

こうした議論を踏まえ、先日開催された食と観光調査特別委員会において、IRに関する基本的な考え方の改訂に向けた中間整理が示されましたが、この中間整理においては、北海道らしいIRコンセプトや今後の具体的な検討スケジュールが示されておられません。

国の再公募に向けた動きも踏まえ、北海道らしいIRコンセプトの検討を加速させていくべきと考えますが、今後、道として、北海道らしいIRコンセプトをどのような観点で具体化していくのか、また、どのようなスケジュール感を持って検討を進めていく考えなのか、伺います。

次に、洋上風力発電についてであります。

昨年の第3回定例会における我が会派の代表質問に対し、知事からは、道内の関係者への情報共有や連携促進を図る協議会を立ち上げ、洋上風力の導入拡大による経済波及効果を道内全体に広げ、各般の取組を推進していくとの答弁がありました。

この間、国においては、三菱商事連合の事業撤退を受け、撤退要因の検証が進められ、資材高騰などによる事業コストの増加や、低い入札価格などが問題視されたところでもあります。

また、洋上風力は、投資規模が大きく、風車製造の拠点化やサプライチェーンの構築など、本道の産業振興につながる取組の加速に向けた期待が地元を中心に一層高まっていると考えます。

最近では、石狩市沖で、一般海域では国内最大規模ともされる案件の法定協議会が今月6日に開催されたところでもあります。

このように、洋上風力をめぐる環境が変化する中、知事は、道内における洋上風力事業の推進について今後どのように取り組んでいくのか、見解を伺います。

次に、北海道住生活基本計画についてであります。

道は、令和3年度から令和12年度までを計画期間とする北海道住生活基本計画について、社会情勢の変化や国の動向を踏まえ、現在、改定に向けた検討を進めていると承知しております。

国においても、令和8年度から始まる新たな住生活基本計画の策定に向け、2050年を見据えた住生活の姿や、今後10年間で取り組む施策の方向性について議論が進められております。

こうした中、本道では、人口減少や高齢化の進行、空き家の増加に加え、住宅や住環境を支える担い手の減少、建設現場における人手不足や生産性向上への対応など、住生活を取り巻く環境が大きく変化しております。

これまで、知事は、公営住宅をはじめとする住宅施策において、ゼロカーボン北海道を目指した脱炭素社会の実現に向け、道産木材の活用や省エネ性能の向上などを通じ、住宅分野の脱炭素化を進めていく考えを示されてきましたが、今回の計画改定は、こうした考え方を改めて整理し、次の時代に向けた方向性を示す重要な機会であると考えます。

国の新たな住生活基本計画策定の動向も踏まえ、人口減少社会を見据えた住まいの在り方や担い手確保、DXの活用、脱炭素化などの課題に的確に対応していく必要があります。

知事は、北海道住生活基本計画をどのような方向で取りまとめているのか、見解を伺います。

次に、北海道農業・農村振興推進計画についてであります。

道は、令和8年度から5年間における本道農業・農村の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、農業政策の中期的な指針となる第7期北海道農業・農村振興推進計画の策定に向け、北海道農業・農村振興審議会での審議や、全道各地域での意見交換会を開催するとともに、道議会での議論を重ねながら計画案を取りまとめ、さきの委員会に報告したところでもあります。

この計画案では、おおむね10年後のめざす姿を日本の食を力強く支える豊かな農業・農村として、主要穀物などの主産地である本道が、持続可能で潤いのある農業、農村を確立し、我が国の

食料安全保障に最大限貢献すること、そのために、農業、農村の取組や役割について道民に共感していただくことを柱とし、目指す姿の実現に向けた施策の展開方向と数値目標、施策の進捗状況を定量的に評価するためのK P Iが設定され、また、それぞれの地域の目指す姿についても示されました。

不安定な国際情勢や地球温暖化等の影響、農家戸数の減少や農業従事者の高齢化、人口減少による国内食市場の縮小や消費者ニーズの多様化など、本道農業・農村を取り巻く情勢が大きく変化する中で、生産者が将来に夢を持って持続的に農業に取り組むことができるよう、道は、我が国の食料安全保障への貢献と本道の農業、農村への道民の共感の実現に向け、今後、次期計画に基づき、どのように実効性ある施策を進めていく考えなのか、伺います。

次に、スマート農業の推進についてであります。

国内の基幹的農業従事者は、少子・高齢化の影響により減少傾向で推移し、国の予測では、今後20年間で現在の約4分の1となる30万人にまで減少することが見込まれていることから、従来の生産方式を前提とした農業生産では、農業の持続的な発展や食料の安定供給の確保が困難となるため、ロボット、A I、I o Tなど先端技術を活用したスマート農業の普及が重要であります。

こうした中、道は、令和3年に改訂した北海道スマート農業推進方針に基づき、関係機関・団体と連携しながらスマート農業の推進に取り組んでいるところですが、今後とも、本道が我が国の食料供給地域としての役割を果たしていくためには、地域の特徴を踏まえながら、スマート農業技術を活用した新たな生産方式への転換等を積極的に進めていくことが必要であると考えます。

道は、農業者の減少下においても生産水準を維持できる生産性の高い農業の実現に向け、今後どのようにスマート農業を推進していく考えなのか、伺います。

次に、アキサケの資源回復についてであります。

北海道連合海区漁業調整委員会の発表によると、令和7年のアキサケの沿岸漁獲量は562万尾となり、平成以降、過去最低を記録したとのことです。不漁であった前年をさらに6割以上も下回るといふ、まさに危機的な状況にあると言えます。

また、3年魚の漁獲がこれまでにないくらい低水準であったことから、今年の来遊においても大幅な回復を見込めないのではないかと危惧しているところです。

アキサケの資源回復に向け、道として、緊急的な対策を講じるだけでなく、中長期的な視点を持ちながら、ふ化放流事業の在り方を早急に検討していく必要があると考えます。

道では、令和6年に秋サケ資源対策検討会議で取りまとめた資源対策の基本方向に基づいて各般の施策を実施していると承知していますが、昨年の来遊状況を見る限り、ふ化放流事業の全体像を改めて見直す必要が出てきているのではないかと考えます。

道の現在の取組状況を伺うとともに、今後どのように対応しようとしているのか、伺います。

次に、森林づくりの推進についてであります。

カラマツやトドマツなどの人工林資源が利用期を迎える中、計画的な伐採と伐採後の着実な造林に取り組み、森林資源の循環利用を進めており、森林による二酸化炭素の吸収や木材利用による炭素貯蔵など、持続可能な社会の実現へ貢献する北海道の森林に対する期待は今後さらに大きくなると考えます。

道では、全国に先駆けて、北海道スマート林業推進方針を策定し、市町村や企業、大学等で構成する協議会と連携し、森林整備や、木材生産、流通の省力化を進め、北海道らしいスマート林業の確立に取り組んできており、令和8年度を始期とする新たな方針案が先日の水産林務委員会で示されたところです。

近年、道南地域で拡大しているナラ枯れ被害といった新たな課題への対応が求められていることに加え、急速に進展するAI技術など社会経済状況の変化も踏まえながら、森林の適切な管理や植林、伐採等といった森林施業の効率化、省力化を一層進めていく必要があると考えますが、道は、今後の活力ある森林づくりに向けてどのように取り組んでいくのか、所見を伺います。

次に、教育問題に関し、まず、教員確保に向けた取組についてであります。

近年、全国的に問題となっている教員不足については、本道でも、令和7年度の道の教員採用選考の受検倍率が全体で約2倍、小学校は1.5倍にとどまるなど、極めて厳しい状況にあります。

教員志願者が減少した背景としては、学校を取り巻く環境が変化し、教育課程が複雑化していることや、学校での働き方改革が進まず、教員が多忙で長時間勤務となっていることや、業務の負担感が大きいことが指摘され、大学生や高校生が、将来、教員になることを選択しなくなってきたことが挙げられています。

このため、働き方改革や中学校への35人学級導入等、教員を取り巻く環境整備の充実に取り組むことはもちろんのこと、同時に、将来、教員を目指そうとする大学生や高校生、さらには、一度、社会人を経験し、改めて教員を目指したいという人材などに対し、本道の特色を生かした、北海道で教員になり、子どもたちへの教育に携わることの魅力をより一層発信し、質の高い人材を確保していくことが重要です。

道教委では、本道教育の一層の充実に向け、働き方改革や中学校の35人学級を加速化するとともに、本道で教員になることの魅力を今後どのように発信し、教員の確保に取り組むのか、教育長に伺います。

次に、高校教育改革の推進についてであります。

文部科学省が、少子・高齢化、生産人口の減少、過疎化の深刻化の中で、産業構造の変化等に伴う労働供給ギャップが予想される2040年を見据えて本年2月13日に公表した高校教育改革に関する基本方針（グランドデザイン）では、いわゆる高校無償化による公立高校への影響を考慮して、都道府県において、高等学校教育改革実行計画を策定し、その計画を着実に実行できるよう、仮称・高等学校教育改革交付金等の新たな財政支援の仕組みを構築することにより、地域人材育成の中心となる高校を広く応援し、高校生の学びを支援するとしています。

交付金の創設に先立ち、国の令和7年度補正予算では、特に緊急性のある取組等について、都道府県に基金を設置し、高校教育改革を先導する拠点のパイロットケースを創出し、取組成果を域内の高校に普及する、産業イノベーション人材育成等に資する高等学校教育改革促進事業により、高校教育の充実に向けた支援に取り組むこととしており、本道でも、先日、本会議で基金の設置条例が可決されたところです。

道教委では、本道の将来の人口減少や社会構造等の変化を見据え、高校教育における課題をどのように認識しており、本事業も活用しながらどのように今後の高校教育改革を進めていく考えなのか、教育長に伺います。

最後に、公安問題に関し、道民の安全、安心の確保についてであります。

昨年の道内における治安情勢を見ますと、人身交通事故の発生件数や負傷者数が減少しているほか、SNS型投資・ロマンス詐欺についても被害額が一昨年よりも減少しており、道警察をはじめ、関係機関・団体の皆様の取組が一定の成果として現れたものと受け止めております。

一方で、昨年の交通事故死者数は、前年比25人増の129人となったほか、警察官をかたって金品をだまし取る等の特殊詐欺は、認知件数、被害額ともに過去最高を上回るなど、厳しい治安情勢が続いております。

また、特殊詐欺に加えて、SNSを悪用した投資詐欺やロマンス詐欺の急増、匿名・流動型犯罪グループによる犯罪の増加など、日々、複雑巧妙化していく犯罪等への迅速かつ的確な対応が求められております。

さらに、市街地等に出没した熊への対応や、本年4月から導入される自転車の交通反則制度に係るルールの周知と安全利用の徹底も必要となってきます。

犯罪や事故のない安心して暮らせる北海道の実現は、道警察に課せられた重大な使命であり、道民の切なる願いでもあります。

道警察には、関係機関や団体等と連携し、これからも道民の信頼と期待に応えていく必要があると考えます。

警察行政を取り巻く様々な状況を踏まえ、新年度に向けてどのような考えで警察行政を推進していくのか、警察本部長の所見を伺います。

以上で私の質問は終わります。（拍手）（発言する者あり）

○議長伊藤条一君 知事鈴木直道君。

○知事鈴木直道君（登壇）答弁に先立ちまして、自民党・道民会議、角田一議員の御逝去に対し、心から哀悼の意を表します。

それでは、自民党・道民会議、花崎議員の代表質問にお答えをいたします。

最初に、私の政治姿勢に関し、まず、道政運営に対する考え方についてであります。これまで、道民の皆様や道議会の皆様とともに、重点的に取り組んできたエネルギー、デジタル、食といった分野においては、北海道こそが我が国をリードする役割を担っており、国においても、軌を一にして、危機管理投資、成長投資による強い経済の実現を目指し、本道の重要性がますます

高まる中、来年度は、そのポテンシャルを顕在化していくための重要な一年になると認識しております。

本道においては、今後数年間、官民による重要プロジェクトが相次ぎ具体的な形となる見込みであり、道としては、来年度予算において、人材の育成確保や産業集積の促進、地域を舞台とした実証フィールドの提供など、先んじて必要な取組を進めていくこととしています。

私としては、頻発化、激甚化する自然災害や長引く物価高騰などから道民の皆様の命と暮らしを守ることを最優先としつつ、AIの活用などにより、本道の暮らしや産業が変革していく将来の姿を道民の皆様にお示しし、御理解と共感をいただくとともに、国に対しても本道の役割を積極的に発信、主張しながら、北海道を新たなステージに押し上げてまいります。

次に、今後の財政運営についてであります。道財政は、道債に係る予算積算金利の引上げの影響等により、令和9年度以降に見込んでいた収支不足額が拡大し、実質公債費比率も高い水準で推移するなど、依然として厳しい状況が続く見通しにあります。

こうした中において、本道が有するポテンシャルを最大限に生かした政策を推進しながら、未来への投資を進めるとともに、一人一人が豊かで安心して暮らし続けられる地域づくりを実現していくためには、持続可能な財政構造を確立することが極めて重要と認識しています。

このため、先般お示しをした次期行財政運営の基本方針案に基づき、歳出削減、歳入確保を通じた収支不足額の縮小や、効率的な予算執行等による財政調整基金残高の確保に努めるほか、新規道債発行の可能な限りの抑制や、減債基金への積み戻し等による実質公債費比率の改善など、財政健全化の取組を計画的かつ着実に進めてまいります。

次に、防災対策についてであります。道では、昨年、太平洋沿岸に2度発表された津波警報や、6月に公表した日本海沿岸の被害想定を踏まえ、地震、津波などから命を守り、被害を最小限に抑える取組を一層推進するため、このたび、地域防災計画を修正するとともに、日本海沿岸の防災・減災対策指針を策定したところでございます。

道としては、これらに基づき、市町村や関係機関等と連携協力し、避難情報の迅速かつ効果的な発令・伝達体制の整備、物資や資機材の充実などによる避難所の環境改善に取り組むとともに、孤立集落の支援を想定した実践的な訓練や、自助、共助の意識を高める防災教育を展開するなど、本道で想定される地震、津波等の災害から道民の皆様方の命と暮らしを守るため、防災対策に万全を期してまいります。

次に、雪害対策についてであります。道では、先月の札幌圏の記録的な大雪に対し、令和4年の大雪の検証結果を踏まえ、ホームページやSNSを活用し、道民や観光客の皆様に対して、繰り返し、各機関が提供している気象情報や道路交通情報等を集約するなどして発信いたしました。

また、私を本部長とする災害対策連絡本部を設置し、札幌市の要請を受け、国と連携して50台程度のダンプトラックの支援や、緊急用の雪堆積場の受入れ準備を行ったほか、JRに対しても、北海道エアポートとのホットラインの強化を要請し、体制の見直しを図ったところでござい

ます。

こうした中、昨日、本部員会議を開催し、JRの情報提供の在り方、想定を超える滞留者の発生、生活道路の排雪の遅れといった課題や、国交省の指示の下、JRが進めている検証作業を含め、関係機関のこれまでの取組と今後の対応を確認いたしました。

道としては、引き続き、関係機関と連携して、当面の降雪期における対応に万全を期すとともに、今後、JRの検証結果なども踏まえながら、次の降雪期に向け、必要な対策を講じるなど、雪害対策を一層充実強化し、道民の皆様の安全、安心な冬の暮らしの確保が図られるよう取り組んでまいります。

次に、今後の北方領土問題への取組についてであります。日ロ関係が厳しい状況が続いている中、元島民の皆様の平均年齢は90歳を超え、北方領土問題の解決には一刻の猶予も許されておりません。

このような中、若い世代をはじめとする幅広い世代の多くの方々が、領土問題に対する関心を持ち、返還要求運動に参加することで、この問題への理解を深めていただくことが重要です。

このため、道では、署名や啓発活動を通じた返還要求運動に加え、来年度、教育庁や関係団体の皆様と連携し、高校の授業において北方領土問題の理解がより深まる教材を作成するほか、研修会の開催などによる北方領土サポーターの活動内容の充実、また、語り部後継者への伝承に取り組んでいる沖縄県や広島市などで調査等を行い、語り部活動の円滑な継承を後押しするなど、若年層の方々への啓発や後継者の皆様への育成支援に取り組むこととしています。

道としては、これらの事業を展開することにより、若い世代の方々の参加促進を図り、国や関係団体、さらには、元島民の皆様と一層連携しながら、粘り強く返還要求運動に取り組んでまいります。

次に、北海道創生に向けた取組についてであります。本道では、急速に人口減少が進行し、若年層や女性の道外への転出超過が続くなど、依然として厳しい状況と認識しています。

このため、道では、北海道創生総合戦略の改訂案に、若者や女性にも選ばれる地域づくりを掲げ、来年度増額する地域づくり総合交付金の活用などにより、高校の魅力化を重点的に支援するほか、大学と地域が連携した取組をサポートするなど、地域における人材の定着促進に取り組んでまいります。

また、AIやDXによる地域課題の解決に向け、市町村とスタートアップ企業等とのマッチングを図るとともに、産業クラスターの形成による地域資源を生かした産業振興に取り組むなど、DXの推進や広域連携に向けた市町村の取組を支援する道の体制強化も図りながら、地方創生タスクフォース会議をはじめ、関係機関との連携の下、本道の創生に向けて取組を加速してまいります。

次に、北海道交通政策総合指針の次期重点戦略についてであります。利用者の減少などによる路線の休廃止が全道に及ぶ中、我が国の経済、エネルギー、食料の安全保障などの分野において、本道はこれまで以上に重要な役割を担うことが期待されており、交通・物流ネットワークは

その実現に不可欠な社会基盤と認識しています。

こうした認識の下、次期戦略においては、交通が果たす役割を明確化するため、地域社会、経済の成長、安全、安心な暮らしを支えるという新たな柱を掲げ、人手不足への対応、利用促進等による収益確保、事業者間連携による最適化の観点から施策を検討してまいりました。

道としては、今後、地域における交通環境の変化を踏まえ、モビリティデータの活用や、新たな地域交通支援制度の検討のほか、物流の効率化など総合的な施策展開を図り、持続可能な地域交通の確保に向けて取り組んでまいります。

次に、北海道新幹線の札幌延伸についてであります。開業の大幅な遅れに伴い、まちづくりや地域経済などへの懸念が広がる中、新たな開業時期が判然としないにもかかわらず、事業費が増嵩するという事実だけが先行していることに多大なる危機感を抱いています。

こうした不安や懸念の払拭に向け、道では、本年1月に、国や与党に対し要望を行うとともに、北海道新幹線札幌延伸推進会議を開催し、地域の切実な声を国等に強く訴えてまいりました。

私としては、我が国の成長戦略において本道が大きな役割を果たしていくためにも、早期の開業が必要不可欠であるとの認識の下、国に対し、地域において大きな懸念となった地方負担の軽減を求めるほか、開業遅れに伴う影響の緩和に向けて、公共交通の維持等に資する支援パッケージが早期に策定されるよう具体的な協議を加速化するなど、一日も早い完成、開業に向けて、関係者の皆様と一丸となって取り組んでまいります。

次に、ヒグマ対策についてであります。道内各地で市街地でのヒグマ出没が相次ぎ、人身事故も発生するなど、道民の皆様の安全、安心の確保に向け、ヒグマ対策は喫緊の課題であり、これまで、道では、市町村の捕獲活動や出没に備えた防除への支援、関係機関と連携した訓練などに取り組んできたところでございます。

道としては、より柔軟な運用に見直したヒグマ注意報等の効果的な発出のほか、AIなどを活用した出没個体の特定や出没情報の一元化を進め、注意喚起機能を強化するとともに、国の交付金を最大限活用し、市町村が実施する春期管理捕獲やゾーニング管理、緊急銃猟、捕獲従事者の報酬増への支援を拡充し、市街地の出没防止に向けた取組をさらに進めるなど、市町村や捕獲従事者、関係機関と一体となり、ヒグマ対策の一層の充実強化に取り組んでまいります。

次に、捕獲従事者の確保育成についてであります。道では、これまで、狩猟免許取得者の増加に向け、試験回数や定員の増加など受験機会を拡大してきたほか、初心者向け講習会や射撃研修、さらには、春期管理捕獲や実践的な出没対応訓練を通じた人材育成に取り組んでまいりました。

また、今年度内には、担い手の裾野拡大につなげていくため、退職自衛官等への狩猟免許取得説明会を新たに開催するほか、捕獲従事者の中長期的な確保育成に向けた有識者検討会を設置することとしています。

新年度には、こうした取組に加え、道自らも、ガバメントハンターや警察OBを本庁や振興局

に配置するとともに、地域おこし協力隊の活用も検討を進めるほか、夜間の緊急銃猟実施に備えた講習会を開催するなど、捕獲従事者の確保育成を進めながら、地域の捕獲体制づくりに一層取り組んでまいります。

次に、エゾシカ対策についてであります。農林業被害の増加に加え、交通事故が多発するなど、エゾシカ対策の充実強化は喫緊の課題であり、捕獲数のさらなる上積みを図ることが必要です。

これまで、道では、国に対し、必要な予算の確保や国有林内での規制緩和を働きかけるなど、市町村の有害捕獲の促進を図るとともに、道自らも自然公園等の捕獲困難地域での捕獲に取り組んでまいりました。

道としては、3か年の緊急対策期間が最終年を迎える中、捕獲目標の達成に向け、国の交付金を最大限活用した市町村の計画捕獲数のさらなる上積みや、地域の狩猟期間の延長、道による越冬期の集中捕獲実施箇所拡大に加え、被害の著しい市町村を対象とした、鳥獣被害対策タスクフォースによる捕獲強化など、重点的な対策を講じるとともに、エゾシカの活用拡大に向け、新たに給食での提供支援を行うなど、国や市町村、関係団体等との連携をより緊密にしながら、捕獲と有効活用を両輪とし、エゾシカ対策を一層強化してまいります。

次に、新たな地域医療構想についてであります。広域分散で医療資源の偏在が著しい本道においては、少子・高齢化に伴う医療ニーズの変化に合わせ、地域の実情に応じた医療提供体制を確保していくことが重要です。

現在、国では、生産年齢人口の減少が加速していく2040年頃を見据え、新たな地域医療構想の検討を重ねており、昨年12月には、新たな構想を医療計画の上位概念に位置づけ、入院医療のみならず、外来や在宅医療、介護との連携を含む医療提供体制全体の構想とすることなどを内容とした関係法令の改正を行ったところであります。

道としては、今年度中に国から示されるガイドラインを踏まえ、総合保健医療協議会で御議論いただくとともに、各圏域の地域医療構想調整会議で地域の課題をきめ細かに伺いながら、新たな構想の策定に向け、検討を着実に進め、道民の皆様が住み慣れた地域で安心して医療が受けられるよう、持続可能な医療提供体制の構築に取り組んでまいります。

次に、市立室蘭総合病院についてであります。一昨日、室蘭市は、市議会に対し、市立病院は、経営問題も踏まえ、提供する医療サービスのうち、移管可能なサービスは地域の医療機関へ移管することを基本として、令和9年度中をめどに高度急性期機能等について製鉄記念室蘭病院へ統合することを目指し、統合後、病院事業は会計閉鎖する旨、表明されました。

室蘭市においては、病院経営や財政運営上の課題を踏まえつつ、医療需要の減少等に対応し、持続可能な体制の構築を図るため、関係者との協議を重ね、判断されたものと承知をしています。

道としては、患者の受皿確保や職員の雇用といった機能移管や、統合等を進める上で見込まれる様々な課題について、室蘭市の考え方などを伺っているところであり、引き続き、市と情報共

有を図りながら、地域の方々が安心して必要な医療を受けられるよう、庁内関係部局が連携し、丁寧に対応してまいります。

次に、医師確保対策についてであります。広大な面積を有する本道においては、医師の地域偏在の是正は喫緊の課題であると認識しています。

現在、国では、次期医師確保計画の策定に関し、新たな医師偏在指標のほか、重点医師偏在対策支援区域の設定や、当該区域で推進する施策を盛り込む医師偏在是正プランの検討などを進めており、今後、これらの内容を反映したガイドラインが示されることとなっています。

道としては、こうした国の動向を注視するとともに、引き続き、本道の地域特性に応じた対策の充実を国に要望するほか、医育大学からの医師派遣やドクターバンク事業といった、現在の取組も含めた議論を医療対策協議会において速やかに開始するなど、必要な施策に遅滞なく取り組むことができるよう、次期計画の策定に向けた検討を着実に進め、地域医療を担う医師の確保に取り組んでまいります。

次に、子ども施策の推進についてであります。少子化の進行をはじめ、子どもの貧困や児童虐待など本道の子どもをめぐる様々な課題に対応していくためには、地域社会が一体となって取り組むことが重要であると認識をしており、これまで、子ども向けパブリックコメントなどを通じて把握した子どもや若者の皆様の声を道の各種計画等に反映させてきたほか、困難な状況にある子どもたちへの支援の充実などに関し、様々な機会を通じて市町村や関係団体の方々等から御意見を伺いながら、関連施策を進めてきたところでございます。

道としては、今後、若い世代の方々が自らの将来展望を描けるよう、妊娠、出産や健康に関する正しい知識の取得に向けたプレコンセプションケアの普及啓発や、妊産婦の産後ケア等への交通費助成対象の拡大に加え、新たな給付制度として開始されるこども誰でも通園制度の円滑な実施などの取組を通じて、子育て支援に関する道民の皆様の意識のさらなる醸成を図りながら、本道の子どもたちが健やかに成長でき、誰もが安心して子育てできる地域社会の実現に向け取り組んでまいります。

次に、宿泊税の使途の検討についてであります。道では、宿泊税の充当施策は、法定外目的税としての受益と負担の関係を踏まえ、納税者となる宿泊客の方々の満足度向上に資することが重要と認識し、道民の皆様や宿泊客の方々へのアンケートに加え、市町村や事業者の方々との地域意見交換会などを通じ、地域の観光を取り巻く実情や課題、ニーズの把握を行い、昨年12月には、宿泊税充当施策の基本的な考え方を取りまとめ、道議会での御議論も踏まえ、成案化したところでございます。

本定例会で提案した宿泊税充当事業は、関係部局や振興局の協議の下、この考え方を具体化したものであり、これまで多くの御意見をいただいた移動利便性の向上や受入れ機能の強化、地域の取組支援に加え、振興局ごとの取組など、幅広い分野にわたり提案させていただきました。

道としては、今後、観光立国・北海道の実現に向け、市町村や関係団体の皆様とも連携し、道内で宿泊される納税者の方々に税導入の効果を実感いただけるよう取り組んでまいります。

次に、危機対応の考え方についてであります。昨年9月、観光機構をはじめ、宿泊6団体から、道に対し、災害等による観光の危機対応に関し、機構が機動的に施策を実施できる災害積立金の設置などについて要望いただきました。

道では、いただいた要望を受け、団体の皆様との意見交換を行ってまいりましたが、税の在り方や使途、道としての予算の考え方や地方自治法上のルールなどと照らし合わせ、要望が直接実現できないものもあると認識し、その際は、当該理由などを丁寧に説明することで議論を深めてまいりました。

道としては、危機対応に関し、発災直後の被災地の観光客の方々の安全確保や、被災地以外の風評被害の抑止については、迅速な対応が求められるため、あらかじめ予算事業化すること、また、復興期における需要喚起については、災害規模や被害状況を勘案の上、補正予算での対応を検討するなど、その考え方について繰り返し丁寧に説明し、最終的に今回の予算案の提案に至ったところでございます。

次に、統合型リゾートについてであります。道では、現在、IRに関する基本的な考え方の改訂に向け、有識者懇談会を開催し、IRをめぐるオンラインギャンブルなどの環境の変化や、大都市圏とは異なる本道ならではの立地環境の優位性や課題などの論点について、検討を深めているところでございます。

こうした中、このたび、有識者懇談会の御議論などを踏まえ、国内外からの新たな観光・ビジネス客の取り込みによる道内各地への消費拡大や経済波及効果といったIRのメリットとともに、MICEや宿泊施設といった中核施設の事業性、さらには、現在のギャンブル等依存症対策の実効性の確保などのIRのデメリットや課題について、素案の検討に向けた中間整理を行ったところでございます。

私としては、来年度実施するIRに関する調査分析を検討材料に、有識者懇談会での議論をさらに進め、市町村や経済団体、事業者の方々との意見交換を重ねるとともに、各段階で道議会にお示しし、御議論いただきながら検討を進め、必要に応じて国に要望を行いつつ、北海道らしいIRコンセプトの具体化に向け、本年秋をめどに基本的な考え方の成案を提示できるよう、検討の着実な推進に力を尽くしてまいります。

次に、洋上風力発電の取組についてであります。国においては、道外案件での落札事業者の撤退を受け、公募制度の見直しについて検討が進められており、こうした中で、先般、適切な入札価格の設定や、事業コスト低減に向けた国内サプライチェーン形成の重視など、一定の方向性が示されました。

道では、促進区域に指定されている松前沖、檜山沖をはじめ、今月法定協議会を開催した石狩市沖などの道内プロジェクトを着実に進めていくため、地元の理解促進を目的とした勉強会の開催に加え、コスト低減につながり、地域への波及効果が極めて大きい風車製造拠点誘致に向け、副知事による企業訪問や、昨年設立した連携組織などの活用により、地元企業の方々の参入促進やサプライチェーンの形成、受入れ体制の充実について、地域と一体となって進めています。

道としては、地元の高い期待感を踏まえ、引き続き、国に対し、具体的な公募スケジュールを早期に示すよう求めるとともに、関連産業の集積による経済波及効果が道内に広く行き渡るよう、全道の関係者の皆様が連携した取組を進め、洋上風力プロジェクトの推進によりゼロカーボン北海道の実現を目指してまいります。

次に、農業・農村振興推進計画についてであります。主要穀物などの主産地である本道の農業、農村が持続的に発展し、我が国の食料供給地域としての役割を着実に果たしていくためには、地域農業を支える多様な担い手の方々が、農地を最大限活用し、農産物を安定的に生産、供給していくことが重要です。

このような中、本道の農業は、人口減少に伴う農業者の減少や高齢化の進行、地域コミュニティ機能の低下、さらには地球温暖化に伴う気候変動など、様々な課題や環境の変化に直面しており、これらに的確に対応していくことが求められています。

道としては、農業者の方々のもとより、市町村や消費者の皆様などと連携協働し、情勢に左右されず、農業者の方々が将来に希望を持って営農を続けられるよう、パワーアップ事業による基盤整備の促進や、担い手の育成確保、環境保全型農業の推進、都市と農村との交流の拡大など、様々な施策を総合的かつ計画的に展開してまいります。

次に、アキサケの資源回復についてであります。アキサケは、本道を代表する重要な水産資源であり、昨年的大幅な来遊減少は、漁業をはじめ、地域経済への影響も大きく、漁業や増殖に携わる方々からは今後さらに稚魚の生産減少が懸念されており、資源回復は喫緊の課題と認識しています。

このため、道では、全道9地区の増殖団体や研究機関などで構成する、持続可能なさけ増殖事業検討会を今月20日に立ち上げたところであり、地域の実情に応じた適切な放流規模や親魚の確保対策など、増殖事業の安定化に向けた中期的な方針の検討を始めたところでございます。

道としては、来年度から、大型稚魚の育成といった健康な稚魚の適期放流や、海水温が下がる時期の親魚から採卵するふ化放流を拡大し、回帰率を高める資源づくりを強化するなど、増殖事業体制の確立に向け、漁業者や増殖団体の皆様からの切実な御意見にも寄り添いながら、アキサケ資源の早期回復に一層取り組んでまいります。

最後に、今後の森林づくりについてであります。本道の豊かな森林は、木材の生産のほか、水源の涵養や二酸化炭素の吸収など、様々な機能を有しており、道民の皆様が財産として次世代に引き継いでいく必要があります。

道では、これまで、「道民ひとり1本植樹・育樹運動」等を通じ、森林づくりの道民の皆様の理解の促進に努めるとともに、計画的な伐採や着実な植林のほか、先進的な林業機械に対応した路網整備などにより、森林資源の循環利用を進めてきたところでございます。

道としては、今後、こうした取組に加え、森林作業の効率化に資するスマート林業の定着が図られるよう、来年度から、ICTなどの先進的な技術の普及を行うほか、新たに、AIを活用し、ナラ枯れや伐採など森林資源の状況を速やかに把握する衛星画像等の解析技術の実証に取り

組むなど、多様な機能を持続的に発揮する活力ある森林づくりを進めてまいります。

なお、その他の御質問につきましては、担当の副知事から答弁をさせていただきます。

以上でございます。

○議長伊藤条一君 副知事濱坂真一君。

○副知事濱坂真一君（登壇）介護サービス提供体制の確保についてでございますが、全国を上回るスピードで高齢化が進行し、介護事業所等が偏在する本道では、各地域の中長期的な人口動態や将来的なニーズを適切に捉え、介護サービス提供体制を構築していくことが重要であります。

現在、国では、介護保険制度の見直しに向け、人口減少やサービス需要の変化に対応した新たな地域分類の設定や、各地域の状況に応じたサービス提供体制などについて議論が進められております。

道といたしましては、現計画の進捗状況を適切に評価することはもとより、今後、国から示される基本的な考え方を踏まえつつ、市町村や関係団体などからも地域の課題をきめ細かに伺うなど、令和9年度からの次期計画の策定に向けた検討を進め、高齢者の方々が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、各地域の実情に応じた介護サービス提供体制の確保に向け取り組んでまいります。

○議長伊藤条一君 副知事三橋剛君。

○副知事三橋剛君（登壇）北海道住生活基本計画についてでございますが、本道では、さらなる人口の減少や高齢化が進む中、高齢者や子育て世帯など様々な世帯が安心して暮らすことができる住宅や住環境の確保のほか、住宅やエネルギーの価格高騰を踏まえた既存住宅の活用や省エネリフォームの促進、住宅建築の担い手不足に対する住宅生産の効率化など、住生活を取り巻く様々な課題があるものと認識しております。

道では、こうした課題に対応するため、来年度には、令和3年度から10年間を計画期間とする北海道住生活基本計画の中間見直しを行うこととし、本年3月に住宅対策審議会に諮問することとしているところでございます。

道といたしましては、全ての人が安全、安心な暮らしと魅力ある住まいを確保できる、北海道の気候風土にふさわしい住生活の実現を目指し、来年度末を目途に本計画を見直してまいります。

以上でございます。

○議長伊藤条一君 副知事加納孝之君。

○副知事加納孝之君（登壇）まず、インドとの交流についてでございますが、人口減少に伴う人手不足や国内市場の縮小が課題となる中、本道の持続的発展に向けまして、インドとの交流は大変重要というふうに認識してございます。

このため、道では、先月、インドにおきまして、インド工科大学ボンベイ校などと高度人材の確保に向けました関係構築について意見交換を行い、先方から道との連携に前向きな意向が示されましたほか、総領事館や札幌市と連携し、食と観光のPRを行い、好評を得るなど、人材や経

済交流の契機となる取組を進めているところであります。

今後、道では、現地大学と人材の育成、交流の拡大に向けまして、新たに覚書を早期に締結するよう調整を進めますとともに、食と観光の現地プロモーションや現地の旅行会社を招聘するなど、さらなる認知度の向上や誘客促進に取り組み、道議会の皆様などとも連携させていただきながら、本道の活性化につながるよう、インドとの関係強化と交流の促進に一層努めてまいります。

次に、スマート農業の推進についてでございますが、本道農業が我が国の食料安全保障に貢献していくためには、担い手の減少による労働力不足が進む中でも、農作業の効率化が期待されるスマート農業技術を積極的に活用していくことが重要であります。

道では、これまで、スマート農業に関する技術情報の提供や、ICT農機実践研修の実施、農業改良普及センターによる農業者に対する相談対応などに取り組んできたところでございます。

今後、道といたしましては、AIの実用化など、急速な社会情勢の変化に対応するため、今年度、北海道スマート農業推進方針を見直し、地域における農業課題の解決に向けて、ロボットトラクターなどのフィジカルAIを実践的に学ぶ研修に取り組みますとともに、国の施策を効果的に活用し、導入コストの低減やサービス事業者の育成、圃場の大区画化、通信環境の整備を行うなど、本道農業の生産力の強化に向けて、スマート農業の一層の普及拡大に努めてまいります。

以上でございます。

○議長伊藤条一君 教育長中島俊明君。

○教育長中島俊明君（登壇）答弁に先立ちまして、自民党・道民会議、角田一議員の御逝去に対し、心から哀悼の意を表します。

それでは、自民党・道民会議、花崎議員の代表質問にお答えいたします。

まず、教員の確保に向けた取組についてでございますが、子どもたちのよりよい学びを実現していく上で、教員の確保は何よりも重要であると認識しております。

道教委といたしましては、教員が働きやすさと働きがいを実感し、教員を志す学生の方々にとっても魅力ある学校となるよう、ICTを活用した新たな出退勤管理システムを導入し、勤務状況の見える化を進め、健康管理や業務の効率化に取り組むなど、働き方改革を一層加速させますほか、現在、道独自に中学校1年生で実施し、来年度から全国で導入される35人学級編制を、国に先行して中学校2年生に拡大し、学校の望ましい教育環境の構築を進めますとともに、北海道の教員として働くことの魅力を理解していただくために、本道の自然や文化等を生かした特色ある教育活動を展開している教員の姿を道内外の大学生等に直接伝える機会の創出や、ポータルサイト等での幅広い発信などにより、全ての子どもたちへのよりよい教育の実現に向け、全力で取り組んでまいります。

次に、今後の高校教育改革についてでございますが、少子・高齢化や生産年齢人口の減少が進行する中、地域の経済社会を支える人材及び理系人材の不足、少子化が加速する地域における高校教育の維持や学びのアクセスの確保が課題となっており、人口減少や過疎化が全国を上回るペー

スで進む本道におきまして、こうした状況は一層深刻化するものと認識しております。

道教委といたしましては、今後、知事部局や産業界など、関係者からの幅広い意見を踏まえまして、高校教育改革を推進する実行計画を策定いたしますとともに、国の新たな事業も活用しながら、関係市町村や大学などとも連携し、専門高校の機能強化、高度化や理数系教育の充実、地域における生徒の多様な学習ニーズに対応した学びの確保など、変化の激しい時代にあっても、主体的に人生を切り開き、本道の発展を支える人材の育成に向けた高校教育改革に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長伊藤条一君 警察本部長友井昌宏君。

○警察本部長友井昌宏君（登壇）答弁に先立ちまして、自民党・道民会議、角田一議員の御逝去に対し、心から哀悼の意を表します。

それでは、自民党・道民会議、花崎議員の代表質問にお答えをいたします。

警察行政の推進に当たっての考え方についてであります。道警察では、昨今の治安情勢を踏まえ、道民にとって身近な脅威となっている治安課題を抽出し、令和8年に重点的に取り組むべき目標として5項目を定めたところであります。

議員が御指摘の課題に関しましては、例えば、特殊詐欺被害が過去最悪となった昨年の状況を踏まえ、匿名・流動型犯罪グループへの対策等を推進するため、特殊詐欺等の徹底検挙を、また、依然として交通事故により毎年100人を超える方々が犠牲となっている状況を踏まえ、悪質、危険な交通違反の指導取締り等を推進するため、交通死亡事故の抑止を、さらに、市街地等へのヒグマの出没事案や、犯罪が日々複雑巧妙化している情勢などを踏まえまして、事件、事故に道民が巻き込まれることを防止するため、安全、安心の確保に向けた見せる活動の推進を掲げております。

そのほか、それぞれの地域が抱える治安課題に対しましても、各警察署等が地域住民の方々の声に耳を傾けるなどして、きめ細やかな治安対策を講じ、「道民とともに 道民のために」との活動指針の下に取り組むこととしております。

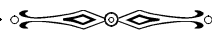
道警察といたしましては、引き続き、基本理念である、犯罪や事故のない安心して暮らせる北海道の実現に向けまして、関係機関・団体と連携しつつ、道民の皆様の御理解、御協力を得ながら、組織の総力を挙げて治安の維持に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長伊藤条一君 花崎勝君の質問は終了いたしました。

議事進行の都合により、暫時休憩いたします。

午前11時37分休憩



午後1時1分開議

○副議長梶谷大志君 休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩前の議事を継続いたします。

笹田浩君。

○65番笹田浩君（登壇・拍手）（発言する者あり）代表質問に先立ち、自民党・道民会議の角田一議員の御逝去の報に接し、心よりお悔やみを申し上げます。

民主・道民連合議員会を代表して、通告に従い、知事、教育長、選挙管理委員会委員長に順次質問してまいります。

まず、知事の政治姿勢等に関し、地方創生の展望についてです。

昨年2月の道政執行方針で、知事は、地域の力を高めることとポテンシャルを形にすることを基本姿勢に掲げましたが、この1年間、地方では、市町村の強みを生かした道の創生戦略が着実に進んでいる実感が得られず、人口減少や高齢化に歯止めがかかっていないだけではなく、物価高騰も受けて、地方の財政逼迫が一層進んでいる実態にあります。

一方、知事は、今定例会で、未来への投資と価値の継承、地域力の発揮を基本姿勢に、安心して暮らし続けられる環境の整備や、未来を見据えて挑戦する政策展開などを盛り込んだ道政執行方針を示しました。

それをかなえるためにも、地域の持続可能性を高めることが基幹政策になると考えますが、地方創生タスクフォース会議においても、広域リージョン連携や市町村の支援体制強化などが議題に上る中、地域の新たな活力をどのように呼び起こし、本道の価値をどう押し上げ、その効果を道内全域に波及させようとしているのか、課題や本道の未来像を含めて、知事の所見を伺います。

また、創生総合戦略における政策資源の投入について、次世代半導体やゼロカーボン、食や観光などの成長分野だけでなく、医療や介護、地域公共交通など、幅広くベーシックサービスや格差是正の観点で早急に取りまとめるべきと考えますが、併せて伺います。

次に、広域自治における役割等についてであります。

法人税や消費税の増収により、国や地方の税収総体は増額傾向にありますが、人口減少や高齢化の進展とともに、社会保障費などの義務的経費が膨らみ、物価高や人件費上昇も支出増に拍車をかけています。

市町村では、収支不足を補うため、ふるさと納税の推進や、使用料、手数料の引上げ、公共施設のアセットマネジメントやコンパクトシティー化、公共サービスの切下げなど、行財政運営に苦慮しています。

また、病院や診療所、宅地造成、温泉休養施設などの企業会計の経営悪化の影響を強く受ける市町村も多く、挑戦的な行政計画や先進的な新規事業を立ち上げられない環境にもあります。

市町村の役割を尊重しつつ、広域自治体である道が、各振興局を中心に、都市圏や医療圏、生活圏単位で官民一体となったローカルシンクタンクを主導し、地域の行政検証や財政状況を可視化しながら、地域全体で地方自治再建の道筋を構築することが重要と考えますが、知事が描く広域自治体の役割や地方行政の将来像について所見を伺います。

次に、新たな北海道グローバル戦略の視点についてです。

世界は、今、貧困、紛争、感染症、環境問題、政情不安など、多くの課題に直面しています。

また、温暖化の進行も相まって、世界規模で森林火災や台風、津波、地震など災害が多発しており、国際協調や支援が重要なときであります。

一方、米国の関税見直しや中国との摩擦など、国際的サプライチェーンが不安定なため、本道においても円安による物価高騰などへの対応力の強化が求められます。

また、多くの産業分野において深刻化する人手不足に対し、サービス提供や供給体制の維持強化、外国人労働者の生活環境整備など、AIやICTでは補完し切れない課題にも向き合う必要があります。

日本は、かつて国際協力の被援助国であり、戦後、荒廃した日本に世界中から支援や援助物資が届けられ、目覚ましい復興につながりました。そういった歴史を踏まえ、次期北海道グローバル戦略においても、国際社会の一員として、国際協調や相互支援、多文化共生社会の形成などを基軸としながら、国際競争力やリスクマネジメント力の向上など、平和的で効果的なマーケティングの普及につなげるべきと考えますが、知事の所見を伺います。

次に、衆議院選挙への対応についてです。

知事は、1月16日の定例記者会見で、第51回衆院議員選挙投票日が2月8日になった場合、準備期間が16日しかなく、超短期と厳冬期という意味で課題があると苦言を呈しました。

大雪による影響は、ポスター掲示場の設置や屋外での候補者演説、投票率にとどまらず、予算編成時期と重なるため、行政職員の負担も大きく、また、各地も雪まつりシーズンで、人員や会場の確保などにも懸念が生じていました。

事実、突然の衆議院解散と大雪で、資材の調達や除雪、交通障害など地域の苦労は計り知れず、奥尻町では、投票日までの3日間、悪天候でフェリーの欠航が続き、不在者投票の一部が同町に届かず、最大21票が無効となりました。

今回の選挙を振り返り、投票率向上や安全性の確保、準備期間など、公平で公正な選挙と言えたのか、知事の所見を伺うとともに、豪雪、厳冬期の選挙執行において、どのような点に留意され、どのような対策を講じたのか、知事及び選挙管理委員長に伺います。

また、現行の選挙制度における地方の課題をどう捉えているのか、併せて知事に伺います。

次に、行財政運営に関し、組織運営等についてであります。

道は、2026年度から2030年度の5年間を推進期間とする、行財政運営の基本方針案を取りまとめました。そこには、顕在化する職員の人材確保や組織力の維持に対する懸念への対応が必要との旨が記述されています。

そこでまず、現在の職員採用の状況と、近年増加している採用辞退や中途退職の理由について、知事の所見を伺います。

また、組織として、まずは事務事業に見合った人員配置が必要と考えますが、職員確保と組織力の維持に対して今後どのように取り組むのか、併せて伺います。

さらに、道職員一人一人のやりがいを高めるための具体的方策と、採用から職員サポート、人材マネジメントといった一連の人事、組織運営をどのように一体的に推進していくのかについても伺います。

次に、非正規雇用労働者の雇用対策等についてです。

地域活性化雇用創造プロジェクトを実施し、非正規雇用労働者の処遇改善に向けて、専門家による個別支援や相談など、企業向けの取組を進めてきたと承知します。

しかし、道内の非正規雇用労働者割合ははまだ4割を超えており、正規雇用化への取組の成果や現状分析、今後の見通しや対策などについて、知事の所見を伺います。

次に、足元の道庁職場で働く会計年度任用職員に対しても正規化を図るなど、道職員の人員補充につなげる対応も必要と考えます。

道の職場における会計年度任用職員から正職員採用となった近年の実績や、会計年度任用職員数の推移、処遇改善の取組について伺うとともに、道庁職場における非正規労働者の雇用の在り方について、併せて伺います。

次に、財政健全化の目標についてであります。

道財政は、近年の収支不足額がおおむね400億円程度で推移し、財政調整基金の年度末残高も、将来的に目指す姿とするおおむね500億円以上に満たない状況が続いています。

財政健全化に向けて、収支不足額を今後さらに縮小し、財政調整基金の計画的確保などに努める強い姿勢が重要と考えますが、今後5年間の行財政運営の基本方針案における収支不足額の目標は、予算編成時の前年度見込額より縮小、財政調整基金残高の確保も、予算編成時の要調整額以上の前年度末残高の確保、さらに、実質公債費比率の改善においては、早期健全化基準である25%未満を維持と、後ろ向きな目標ばかりが並びます。

実質公債費比率の改善目標については、前回試算で2030年度22.3%、今回でも同年度22%が今後5年間の最高値となっており、基本方針の目標である25%未満を既に大きく達成している見込みで、目標設定として十分な妥当性を欠くのではないのでしょうか。

25%未満に設定する理由について伺うとともに、今後どのように実質公債費比率の改善に取り組むのか、知事の所見を伺います。

次に、防災、減災についてです。

昨年7月のカムチャツカ地震や12月の青森県東方沖地震では、北海道の太平洋沿岸に津波警報が発令され、青森県東方沖地震の翌日には、後発地震注意情報が、運用開始後、初めて発表されました。こうした地震や津波への対応では、指定緊急避難場所と指定避難所の違いが周知不足であることや、車での避難による交通渋滞など、様々な課題が明らかになりました。

この間、指定緊急避難場所における具体的な運営マニュアルの策定や、振興局と市町村が連携した実践的な訓練の実施などについて指摘してきましたが、これらの課題を踏まえ、今後、どのような取組を進め、実効性をどう高めていくのか、知事の所見を伺います。

また、今年の冬は災害級の大雪となり、除排雪が遅れる状況も見られました。早急な雪害対策

に加え、積雪寒冷期においても、地震などによる避難計画や避難所生活の実効性を確保するための対策が重要と考えますが、併せて伺います。

次に、空き家対策についてであります。

速いスピードで進む人口減少や高齢化、過疎化などにより、空き家を放置するケースが増え続けています。

空き家は、倒壊の危険性、ごみの不法投棄による異臭や害虫、害獣の発生、周辺の住環境や治安の悪化を招くほか、地域住民との苦情、トラブルも発生するなど、自治体が対応に苦慮する深刻な課題となっています。

また、2025年11月に大分市で発生した大規模火災では、焼損建物の約4割が空き家とされ、災害時に甚大な被害を招きかねないことが改めて顕在化しています。

何も手を打たなければ、さらに増えるおそれがあり、道としての対策、支援は急務だと思いますが、知事の所見を伺います。

次に、地域医療の確保についてであります。

2024年度の地方公営企業等決算状況では、全国の公立病院の実に83.3%が経常収支赤字で、前年度の70.4%を大きく上回りました。物価高騰や人件費の増加もあって、地域の医療を支える公立・公的医療機関を取り巻く厳しさは一層増しており、市立室蘭総合病院では閉院方針も表明され、閉院による市民生活や救急医療体制への影響など、医療崩壊が危惧されています。

こうした中、補正予算での賃上げ・物価上昇対策、また、国においても地域医療提供体制の確保に向けた予算づけが行われるものと承知しますが、来年度、道は、医療機関への支援や人材確保をはじめ、地域医療の確保に向けてどのように対応していくのか、道独自の取組を含めた具体的な方策について、知事の所見を伺います。

次に、介護職員の人材確保などについてであります。

近年、介護施設の廃業や休止が増加しています。主な要因として、職員の処遇の低さが指摘されています。

実際に、職員を確保できないため、利用者の受入れを制限せざるを得ないなど、全道各地で散見される状況にあります。人件費の増加に対応するには、事業者の経営努力だけでは困難であり、収入源である介護報酬の引上げが伴わなければなりません。

一方、処遇改善加算については、事務負担などを理由に活用されず、それを要件とした補助も受けられない実態があることや、最低賃金の引上げ分として相殺され、実質的な処遇改善につながっていないとの声もあります。

こうした現状について、道の認識と、介護人材の確保と地域の介護事業所存続に向けた対策について、知事の所見を伺います。

次に、保育士の処遇改善と体制整備等についてであります。

令和6年賃金構造基本統計調査によると、保育士の平均賃金は月額27万円台、全産業平均の36万円と比べて約8万円、年収では約120万円もの開きがあります。こうした処遇の低さが保育士

不足の大きな要因となっていることは明らかであります。

また、保育士の配置基準について、3歳児から5歳児までは改善が行われた一方、ゼロ歳児から2歳児については見直しが行われておらず、低年齢児ほど手厚い配置が求められている実態との乖離が生じています。

さらに、郡部では保育士不足が深刻化する中、新たな通園制度の開始などにより、人員確保が一層困難となり、職員の負担増や離職の加速化が懸念されています。

こうした現状の認識と、市町村への支援をはじめ、具体的な対策をどのように講じていくのか、知事の所見を伺います。

次に、ワーキングケアラーについてであります。

経産省の資料では、2025年時点で家族介護者は約795万人、そのうち、仕事をしながら介護するワーキングケアラーは全体の約4割に上るとされています。また、介護離職も年間約10万人規模で発生しています。

こうした中、中小企業では、介護休暇等の制度があっても利用は低調で、両立困難による生産性低下や人材流出が懸念されています。

道として、制度の周知と利用促進、企業支援など、どのような具体的対策を展開し、効果を上げようとしているのか、知事の所見を伺います。

次に、実質賃金の引上げ等についてであります。

北海道では、昨年10月に最低賃金が1075円となりましたが、物価高には追いついておりません。

こうした中、1月23日に開催された北海道政労使会議では、物価上昇を上回る賃上げに向けた環境整備の取組強化の共同宣言を採択しましたが、持続的かつ構造的な賃上げに向けて具体的にどう取り組むのか、知事の所見を伺います。

また、本定例会での補正予算における中小・小規模事業者の賃上げ環境整備支援事業では、従業員を雇用していない個人事業主やフリーランスの方々が対象外になっております。

経営改善に資する取組と所得向上が可能になるような支援が必要と考えますが、併せて伺います。

次に、物価高騰対策についてであります。

物価高騰は収束を見通せず、道民生活や地域経済への影響が長期化しています。

補正予算はあくまで緊急的な措置であり、今後を考えると十分とは言えません。引き続き、地域の実情や道民の声を的確に把握するとともに、これまでの対策の効果を速やかに検証し、その結果を踏まえ、適時適切に対策を講じることが求められています。

物価高騰に対し、今後、どのような姿勢で臨むのか、また、追加対策を検討する際の判断基準や体制整備について、知事の所見を伺います。

次に、深刻な人手不足が続く中、道は、2024年3月に策定した第2期北海道雇用・人材対策基本計画において、女性の就業率50%以上、65歳以上の就業率25%以上などの数値目標を掲げ、雇

用・人材確保対策を進めてきました。

これらの目標に対する現在の達成状況とその評価、さらには、取組を進める上で明らかになった課題について伺うとともに、今後どのような対策を講じていくのか、知事の所見を伺います。

次に、人手不足への対応として、外国人労働者の受入れが進み、その4割が技能実習制度によるものであり、労働条件や環境整備の課題が指摘されています。

外国人労働者が地域社会の一員として安心して働き、定着できる環境整備が必要と考えますが、今後どのように取り組むのか、併せて伺います。

次に、道は、現在策定を進めている第2期北海道Society5.0推進計画において、AI等の未来技術の活用を一層推進していくこととしています。

あらゆる分野のAI活用によるデジタル社会の推進に異論を唱えるものではありませんが、デジタルデバイドが起これ、そこに取り残される人がいてはいけないと考えます。

しかし、今定例会では、先議された補正予算の事業の一つに、まさにデジタル弱者が不利益を被る、スマホのアプリを使えない人は500円の損をするという内容でありました。デジタル社会推進の中で、決して許されないことと考えます。

こういった社会的弱者をしっかりとサポートしてこそそのデジタル社会としなければならないと考えますが、今後どのように取り組むのか、知事の所見を伺います。

次に、半導体・デジタル関連産業振興であります。

ラピダス周辺については、先日、JR快速エアポートが冬の観光シーズンの中、雪害による間引き運転も重なって、混乱を来しました。また、千歳市内は賃貸物件が不足し、住む場所がないという問題が深刻になってきています。

2027年の量産開始に向けて、IIM-1の従業員は1000人以上となることが見込まれ、また、周辺には関連産業の集積も想定されることから、道路、鉄路などの交通対策をはじめ、住宅、教育、保育、医療などの生活インフラの整備が急務となっています。

ラピダスは、不動産会社とも連携していると承知していますが、従業員の居住地や通勤動向等の情報を企業と自治体が共有し、外国人にも対応可能な教育・医療体制の確保や必要な住宅・施設整備、交通需要への対応を計画的に進めるべきと考えます。

こうした課題への対策をどう進めるのか、知事の所見を伺います。

次に、宿泊税についてであります。

この4月から宿泊税が導入されることを様々な広告媒体を通じて目にすることがありますが、道民や道外宿泊者に十分に理解されているとは言い難い状況であります。

何も決まっていない中での周知は、曖昧にならざるを得ないわけですが、使用目的や用途が十分に理解されないままでの導入は、単なる増税と受け取られかねません。

宿泊税は、観光振興だけではなく、例えば、オーバーツーリズム対策など、地域住民の生活環境に資するものが必要ですし、また、負担いただく宿泊者が受益を感じられるのかどうかことが重要であるということは、4定議会でも申し上げたところであります。

また、税の徴収に備えて道税事務所の職員を増員することですが、税を納める宿泊事業者側の体制が整っているのかも含めて懸念があります。

こうしたことを踏まえ、完全ではない状態の宿泊税、基金条例をそのまま導入してよいのか、知事の決断が求められていますが、所見を伺います。

次に、I Rについてであります。

現在、I Rに関する有識者懇談会が開催され、基本的な考え方の改定に向けた検討が進められていると承知します。

昨年8月に実施された市町村への意向調査では、ギャンブル依存症や治安悪化といった社会的影響、オーバーツーリズムを懸念する声、自然環境を観光資源のメインとする北海道にふさわしくないという旨の意見もありました。

こうした中、今後、どのような議論を進めようとしているのか、道民や各市町村、議会の意見をどう反映していくのか、今後のスケジュールについて、知事の所見を伺います。

また、多くの懸念がありますが、知事がこれまで述べてきた北海道らしいI Rとはどのようなものなのか、併せて伺います。

次に、エネルギー政策に関し、泊発電所の再稼働についてであります。

知事は、泊発電所3号機の再稼働に同意しましたが、中部電力浜岡原発では耐震設計に使う基準地震動データを捏造した問題が明らかとなり、原発の安全性が担保されているのか、社会に大きな不安を与えています。

この問題をどのように受け止め、泊3号機の安全性を担保するために、道としてどう対応するのか、知事の所見を伺います。

また、安全対策の構築と、それを裏づける予算確保が再稼働の前提だと考えますが、各種対策の進捗や見通しについて明らかにするとともに、必要な予算の見込みはどうか、併せて伺います。

さらに、電気料金の値下げは道民の関心事でもあり、知事も、同意の際に、北電に対し、最大限の努力を求めましたが、その料金水準は曖昧なままであります。

北電社長は、過日、条件が整わなければ値下げ幅は変わる可能性に言及したようではありますが、現時点でどの程度の値下げを想定しているのか、条件によっては現状より値上げもやむを得ないと考えているのか、知事の所見を伺います。

次に、高レベル放射性廃棄物の最終処分場についてであります。

寿都町、神恵内村での文献調査は、地域社会に深刻な分断と不安を生じさせてきました。

北海道における特定放射性廃棄物に関する条例の趣旨に照らし、知事は、概要調査への移行について明確に反対すると表明していますが、今もその考えに変わりがないのか、知事の決意を伺います。

また、概要調査への議論が静かに進んでいくのではないかという危機感を多くの道民が抱いており、知事の考えを、さらに強く、道民をはじめ、全国に広げていくことが必要と考えますが、

併せて伺います。

次に、送電網の整備と蓄電池の活用などについてであります。

本道は、再生可能エネルギーの潜在力が高いにもかかわらず、送電網の制約により、発電した電力を十分に活用できずにいます。

十分な環境配慮の下、再エネ資源を活用することが地域や経済発展につながるものと考えますが、送電網の制約が再エネ導入のボトルネックとなっている現状を踏まえ、今後どのように取り組むのか、知事の所見を伺います。

また、送電網の増強には相当な時間と多額の費用を要することから、短・中期的対策として蓄電池の役割が極めて重要であります。

系統用・地域分散型蓄電池の整備が再エネ導入のスピードに追いついていない現状をどのように改善していくのか、併せて伺います。

さらに、余剰電力を蓄電することは、ピークシフトや需給調整にとどまらず、災害時の非常用電源としての活用など、防災機能の強化にも資するものであり、蓄電池導入に向けた財政支援と制度設計を推進すべきと考えますが、知事の所見を伺います。

次に、J R 北海道の経営状況と新幹線の札幌開業延期の影響についてであります。

J R 北海道は、連結決算で2年連続の黒字を確保したものの、鉄道事業の収支では、札幌圏を含む全線区で営業赤字が続き、とりわけ黄色線区の赤字額は依然として大きく、厳しい状況に変わりがありません。また、北海道新幹線札幌開業の大幅な延期が経営に及ぼす影響も計り知れない状況であります。

中長期計画の達成状況を見てから J R や沿線自治体と存廃を含めた協議をされているのは、黄色線区の維持存続に向けた協議に間に合わないのではないかと危惧しています。

沿線住民は、一たび災害により不通になれば、そのまま廃線につながるのではないかと心配している状況です。

J R 北海道の経営自立への支援体制を再構築することと、北海道新幹線の札幌延伸延期の期間短縮に向けて、知事は今後どのように取り組もうとするのか、所見を伺います。

次に、1月25日に発生した石狩地方の大雪により、新千歳空港と札幌を結ぶ快速エアポートが運休となり、空港において約7000人が一夜を明かすことになりました。

北海道エアポートからは、J R 北海道に対し、ホットラインが機能していなかったことに対する抗議があったとお聞きいたします。4年前の教訓が生かされず、国交省から J R 北海道に対し、今回の事案に対する検証指示が出されるなど、これは道にとっても大きな課題であります。

今回の事案に対する見解と併せて、大雪時における交通障害への対応を今後どのように進めるのか、知事の所見を伺います。

次に、3月策定予定の次期北海道交通政策総合指針重点戦略についてであります。

素案には、第1の柱として、地域社会を支える地域課題に適応した交通とありますが、乗車数の減、運転手の不足によるバスの減便がダイヤ改正のたびに続き、ますます利用者は減っていま

す。また、こうした中、地方に限らず、札幌圏でも車による通勤や買物がもはや当たり前のようになるなど、自家用車がなければ生活に支障を来す状況にもなっています。

こうした道民が置かれる現状をどのように捉え、公共交通を維持するのか、知事の所見を伺います。

次に、さきに申し上げたように、札幌圏ですら運転手不足によるバス路線の減便が続き、住民の暮らしに大きな影響を与えています。

このような中、一部事業者では、4月から新たな賃金制度を導入し、運転手の初任給の引上げ、若手や中途採用者の賃金を増やすなど、処遇改善に自ら取り組むことで人材確保や離職防止に取り組むと聞いています。

一方、道は、国や市町村と協調した運行費補助等に取り組んでいると承知しますが、運転手の処遇改善につながる道独自の補助金についても検討されているのか、知事の所見を伺います。

次に、鳥獣対策についてであります。

依然として、道のヒグマ対策は、出没後の注意喚起や捕獲が中心であり、予防的な防除や管理、地域の捕獲体制の構築や人材育成が進まない中で、緊急銃猟の判断を迫られるなど、根本的課題が解決されていないと考えています。加えて、エゾシカ捕獲後の処理が不十分なことにより、残滓がヒグマの生態に影響を及ぼしているとの指摘もあります。

ハンターの確保育成も含め、鹿対策とヒグマ対策は一体的に進めるべきですが、縦割り対応により、リスク管理や人材育成が不十分で、効率性にも課題があると考えます。

また、捕獲の最前線を担う猟友会は高齢化と担い手不足が深刻で、現場に過度な危険と責任を負わせる体制は限界にきています。ガバメントハンターは次年度予算案に計上されていますが、地域捕獲体制への道の関与は十分とは言えず、市町村任せの構造が続いています。

このような中、民間のICT、AI等の技術やノウハウを十分活用できていない現状も踏まえ、これらの先進技術を積極的に活用すべきであります。

道が民間事業者との連携を強化し、ヒグマやエゾシカとのあつれきを減少するため、捕獲体制を再構築すべきと考えますが、知事の所見を伺います。

次に、違法開発についてであります。

道内各地において、森林開発許可制度などの規制を回避し、あるいは、無許可のまま進められる、違法もしくは不適切な開発行為が話題となり、その対応が後手に回りながらも、道の指導に従い、中止されています。こうした開発は、森林の公益的機能の低下、土砂災害リスクの増大、水資源や生態系への影響など、重大な問題であります。

一方で、現場では、開発が進行してから初めて行政が把握するということであっては、原状回復命令が出ても履行されない、事業者が、事実上、撤退、解散し、責任追及が困難になるなどの懸念があります。

道として、これまでの経過に鑑み、現行の開発許可制度及び監視指導體制について、抑止力、実効性が十分であると考えられるのか、また、違法開発を未然に防ぐための早期把握、監視体制の強

化、罰則や原状回復の実効性確保について、どのような課題認識を持ち、今後どう対応していくのか、知事の所見を伺います。

次に、農業政策に関し、米政策についてであります。

米の生産現場は、全国的な米価の不安定化、肥料・燃油価格の高騰、そして、高齢化と担い手不足の深刻化などにより、存続の危機に追い詰められています。

米の需給調整の在り方、主食用米を基軸とした価格安定の仕組みとともに、加工用途の政策ビジョンなども含め、道として、どのように具体的な働きかけや見直しを国に求めていくつもりなのか、知事の所見を伺います。

次に、持続可能な本道農業・農村の確立とは、短絡的な作付支援、資材高騰対策のみならず、農業経営における具体の見通しを道として示すことでもあります。

今後10年で稲作農家の大幅な減少が見込まれる中、本道の担い手がいなくなれば産地そのものが崩壊するとの危機感を共有し、より踏み込んだ担い手対策などを講ずるべきと考えますが、知事の所見を伺います。

次に、来月末に策定される本道の第7期農業・農村振興推進計画についてであります。

知事は、誰もが安心して住める農村をつくる旨の決意を述べられています。

生産コスト上昇分を加味した所得確保や多様な経営体への継続的な支援、スマート農業への導入など、省力化投資が不可欠であります。

今後、どのように支援を拡充強化し、本道農業・農村のグランドデザインを描こうとしているのか、知事の所見を伺います。

次に、日ロ間における漁業交渉であります。

ロシア200海里水域や北方四島周辺水域などにおいては、日ソ地先沖合漁業協定、日ソ漁業協力協定、北方四島周辺水域安全操業協定、貝殻島昆布漁業協定の四つの枠組みの下、本道漁船をはじめとする日本漁船の操業が行われています。

これら日ロ協定に基づく漁業のうち、日ソ地先沖合漁業協定については、ロシアによるウクライナ侵攻後も操業の実施に至ってはいるものの、2年連続で交渉が越年しているという状況であります。

事業者への影響と今後の対応について、知事の所見を伺います。

また、北方四島安全操業については、2023年1月にロシア側が一方向的に政府間交渉に応じない方針を発表し、以降、操業ができない状況が続いています。これまでの対応状況を伺うとともに、今後の対応について伺います。

次に、ナラ枯れ被害対策についてであります。

令和5年に道南地域で初めてナラ枯れ被害が確認されて以降、被害の北上・拡大傾向が続き、昨年12月末時点で、被害本数は11市町、1560か所、1959本となりました。

ナラ類は、北海道の森林で約7%を占め、木材資源、薪炭材として重要なほか、山地災害の防止や生物多様性の維持にも寄与し、これらが枯死すると、林業だけではなく、公益的機能への影

響も懸念されます。

また、ナラ類は、ドングリなどの実を多くつけ、熊をはじめとした多くの野生動物の重要な餌になっていることから、ナラ枯れ被害の拡大により木の実が減少すると、熊が餌を求めて住宅地に出没するリスクも高まる可能性があります。

こうしたことを踏まえ、被害が拡大傾向にあるナラ枯れ被害対策をどのように進めていくのか、知事の所見を伺います。

さらに、所有者不明の民有林に対するアプローチや対応についても、併せて伺います。

次に、人権等施策についてであります。

第3次北海道人権施策推進基本方針案では、各分野に横断的な人権課題として、インターネットによる人権侵害が挙げられています。

デマや差別、誹謗中傷は、名誉毀損などの罰則が適用しにくい現状にあります。しかし、人権を侵害する側に対する対策を自治体独自で設けることができないわけではありません。

言論の自由に名を借りた加害性のある発言が実質的には容認されている実態があり、実効性ある対策を基本方針に明記すべきと考えますが、知事の所見を伺います。

次に、政府は、1月に、外国人の受入れ・秩序ある共生のための総合的対応策を関係閣僚会議で決定しました。そこには、多くの外国人は、勤勉で、法や社会規範等を理解し、地域、産業を支え、日本社会に貢献している存在であると明記されています。

制度利用の厳正化などを外国人に求める一方、外国人に対する理解を求めることや、差別や偏見を解消することについては触れられておらず、あまりに一方的と考えます。

この対応策について、知事はどのように受け止めているのか、所見を伺います。

そして、今後、各自治体における方針等の策定や窓口業務等を行うに当たり、この総合的対応策の内容が反映されることについて、外国人への偏見を強めたり、不必要な権利制限や過度な監視強化を正当化するようなことは絶対にあってはならないと考えますが、併せて伺います。

次に、北方領土返還要求運動等についてであります。

領土返還の実現には、裾野の広い返還運動に粘り強く取り組み、幅広い国民世論を結集していくことが重要であります。

北方領土の元島民らでつくる千島連盟は、元島民や2世らの後継者以外に、第三者が島の歴史や領土問題を伝える伝承者をつくる方向で検討に入ったとお聞きしますが、道はどのように支援していくのか、知事の所見を伺います。

次に、2024年5月に、当時の岸田首相が、政府として北方四島交流等事業使用船舶「えとぴりか」を啓発事業に活用する姿勢を示しました。

しかし、2024年度は横浜新港などで4回、25年度は大阪港などで5回と、活用状況は十分とは言えず、さらなる活用が必要と考えますが、知事の所見を伺います。

次に、教育課程について、カリキュラムオーバーロードについて伺います。

これまでも、いわゆる標準授業時数を大幅に超えた形で教育課程編成が行われ、学校教育が過

密化し、余裕を持って活動ができないだけでなく、児童生徒の理解度に合わせた学習進度の柔軟さを欠くこととなり、結果的に、基礎学力の定着が不十分なまま、学習が進んでしまうことも指摘されてきました。

文科省も、令和7年度公立小・中学校等における教育課程の編成・実施状況調査と併せ、今回は、低学年の教育課程編成における年間単位時間を示し、教育の質の向上、必要な時間的余裕を創出する観点から、教育課程の見直しを求めたところであります。

既に各学校では次年度教育課程編成が済んでいると承知していますが、この通知を受け、各地教委に対し、どのような観点で各学校の教育課程編成を進めるよう求めるのか、教育長の所見を伺います。

次に、義務教育等教員特別手当の学級担任への加算については、2026年1月より、特別支援学級を除く学級担任へ月3000円、複数担任制等については均等割額が加算されています。

しかし、学校現場では、学習指導、生徒指導を、担任、担任外にかかわらず、チーム学校で教職員一丸となって取り組んでおり、学級担任にのみ加算されることへの強い違和感があると聞いています。

そもそも学級担任の業務自体も定義されていない中、学級担任への加算額支給は協力、協働のチーム学校に影響を与えないと考えているのか、教育長の所見を伺うとともに、この制度による働き方改革への影響はないのか、併せて伺います。

最後に、教職員の働き方改革について伺います。

業務量管理・健康確保措置実施計画が義務づけられたことを受け、現行の働き方改革アクション・プランを改定し、第4期アクション・プランを策定すると承知しています。

これに対し、昨年末には、教職員に対し、勤務状況等に係る調査を行ったと聞いていますが、どのような回答があり、どう受け止め、どのように改善しようとするのか、教育長の所見を伺います。

また、第4期アクション・プラン案策定に向けては、業務に限らず、働き方改革に関連し、より幅広く調査が必要と考えますが、所見を伺います。

さらに、現行の働き方改革は一般教員を前提としており、少数職種である養護教諭や栄養教諭、学校事務職員の働き方改革に関する取組はゼロに等しい状況と考えています。

一般教員の働き方改革を進める一方で、学校事務職員の職務量が増加している実態にあると聞きますが、少数職種の働き方改革について、次期アクション・プランにどのように反映しようとするのか、併せて伺います。

以上、再質問を留保し、私の質問を終わります。（拍手）（発言する者あり）

○副議長梶谷大志君 知事鈴木直道君。

○知事鈴木直道君（登壇）民主・道民連合、笹田議員の代表質問にお答えをいたします。

最初に、私の政治姿勢に関し、まず、北海道創生に向けた取組についてであります。本道において、これまで、エネルギー、デジタル、食といった分野で進めてきた多くの挑戦が具現化し

てきている中、道としては、都市部と地域の好循環を図りながら、再エネや食、多様な実証フィールドといった全道各地が有する資源を生かし、AI活用による産業の生産性向上や産業クラスターの形成など、未来への投資を行うことにより、地域の活性化につなげてまいります。

また、創生総合戦略の重点戦略プロジェクトの一つとして、誰もが安心して暮らせるまちづくりを掲げ、地域の暮らしを支える医療や福祉の充実、持続的な交通ネットワークの構築などに取り組むこととしており、地域における日常生活機能の維持確保を図るなど、誰もが安心して住み続けられる地域づくりを進めるとともに、北海道の潜在力を最大限発揮し、その価値を高めながら、本道の創生に向けて関係者が一丸となって取り組んでまいります。

次に、広域自治体としての道の役割などについてであります。道内では、財政基盤が脆弱な市町村が多い中、物価高騰によるコストの増加やインフラの老朽化、職員の確保など、市町村の行財政運営は大変厳しい状況にあるものと認識しています。

このため、道としては、振興局の機能を最大限生かし、多様な主体との連携の下、専門的な知見により、市町村に対して積極的に助言し、その取組を後押しするとともに、単体では対応が難しい課題について、市町村間の取組をコーディネートする役割を担い、自治体のDX化や広域連携を推進するなど、道の支援体制の強化も図りながら、市町村が将来にわたり持続可能な形で行政サービスの提供が可能となるよう取り組んでまいります。

次に、海外との交流の推進についてであります。国や地域間のつながりが強まり、グローバル化が進展する中、食や再エネなど、本道の豊富なポテンシャルの発揮や、地域特性を生かした技術、ノウハウの提供などを通じて、多様な地域との交流を相互の発展につなげていくことが重要と認識しています。

このため、道では、次期戦略において、地域と世界が調和しながら共に発展し、世界で輝く北海道を目指す姿として掲げ、相互理解の促進など、多文化共生はもとより、JICAと連携した開発途上国の研修員受入れ支援など、国際交流と協力による地域間のつながりの拡大に取り組むこととしています。

道としては、目指す姿の実現に向け、国際情勢を的確に把握し、顕在化する様々なリスクに機動的に対応しつつ、友好と信頼を通じた海外との絆を深めながら、ターゲットを見据え、重点国・地域などとの友好や経済交流を進めてまいります。

次に、衆議院議員総選挙についてであります。このたびの選挙は、解散から投開票日まで過去最短の日程となったことから、準備期間も短く、かつ、厳冬期の実施となったが、各市町村選挙管理委員会では、短期間での投票所入場券の発送準備や必要な資材調達などに御尽力をいただき、公正公平な選挙実施に最大限努められたものと承知しています。

また、当日の天候悪化などによる投票率の低下も懸念されたことから、私自ら、定例記者会見の場で、投票所入場券がなくても投票できることの周知や、期日前投票の検討などについて呼びかけを行ったところでございます。

市町村においては、ポスター掲示場を減少せざるを得なかったほか、投開票所や人員の確保な

どの課題もあったと承知しています。

次に、行財政運営に関し、まず、道職員の人材確保に向けた取組についてであります。近年、人口減少に伴う労働力不足や、転職を肯定的に捉えるといった多様な働き方の意識の高まりなどから、公務員志望者は減少し、道においても、直近3年間で約1割の受験者数が減少するとともに、採用辞退率は約4割となっているほか、自己都合退職者数が3年前の約1.5倍となるなど、人材の確保は喫緊の課題となっており、組織力を維持していくためには、スピード感を持って効果的な対応をしていくことが必要であります。

このため、道では、人材マネジメントビジョンに基づき、道職員の魅力などの戦略的な発信やチャレンジする職員を応援する取組、さらには、キャリアカウンセリング制度をはじめとした職員のサポート体制の充実等に取り組んでいるほか、来年度から、より多くの方々が受験しやすい採用試験となるよう、新たに、オンライン試験や面接日を選択できる仕組みなどを導入することとしており、こうした取組を通じて、多様で優秀な人材の確保に努めてまいります。

次に、非正規雇用労働者についてであります。非正規雇用は、正規雇用の機会がなく非正規で働く、いわゆる不本意非正規の方がいる一方、自分の都合に合わせて仕事ができることから、自ら選択する方がいるものと認識しています。

道では、これまで、非正規雇用労働者の正規化や処遇の改善を図るため、事業者向けには、専門家の派遣による個別支援やセミナーを実施するとともに、労働者向けには、ジョブカフェにおけるカウンセリングや企業説明会の開催などに取り組んでいるところであり、こうした中、令和7年度の道の就業環境実態調査では、正規雇用への転換制度がある事業者は約6割と、全国平均並みとなっております。

道としては、引き続き、こうした施策に取り組むとともに、来年度は、新たに、就職氷河期世代の方々を対象に、専任コーディネーターによる相談対応や企業とのマッチングなど、就労支援の強化を図ることとしており、お一人でも多くの方々が意欲と能力を発揮し、安心して働くことができるよう取り組んでまいります。

次に、実質公債費比率についてであります。実質公債費比率は、過去に収支対策として行った減債基金の積立留保の影響に加え、平成10年度以降の国の大規模な景気対策に呼応して発行した道債が順次償還時期を迎える中、近年の金利動向も相まって償還費が増大することなどから、今後も高い水準で推移する厳しい見通しにあります。

こうした状況の中、次期行財政運営の基本方針案において、比率については、その改善に向けた取組の強化を通じて、地方債の許可団体の基準である18%を下回る水準まで改善させることを将来的に目指す姿として掲げた上で、令和12年度までの推進期間中においては、金利の上昇など社会経済情勢が大きく変動する中であっても、確実に早期健全化基準である25%を下回る水準を維持することを目標として定めたところでございます。

道としては、このたび増額を図った当初予算における減債基金への計画的な積み戻しに加え、年間の財政運営を通じたさらなる積み戻しに取り組むとともに、歳入確保や新規道債発行の可能

な限りの抑制に努めるなど、次期方針に基づき、比率の改善に向けた取組を着実に進めてまいります。

次に、防災・減災対策についてであります。道では、昨年の津波対応において明らかとなった課題を踏まえ、市町村が指定緊急避難場所に避難した方々への対応を円滑に行えるよう、避難者支援の留意事項を作成したところであり、今後、これに沿った対応訓練を実施するなど、その実効性の確保に努めるとともに、車避難による渋滞については、専門家の方々の御意見を伺いながら、市町村と対応事例などを共有しており、先月改正された国の手引も踏まえ、引き続き、原則、徒歩避難の周知や市町村におけるルールづくりを支援してまいります。

また、雪害に備え、道では、毎年、各地域で、国や市町村などで構成する除排雪に関する連絡調整会議を開催し、相互の連携協力体制を確認しており、先月の大雪でも、札幌市からの要請により、ダンプトラックの支援などを行っているところであります。

積雪寒冷期の災害では、避難場所や避難路の確保に支障を来すことなどが懸念されていることから、今後とも、市町村や関係機関と連携し、防災計画等の必要な見直しを行い、除雪、燃料供給などの体制強化や厳冬期を想定した避難所運営訓練に取り組むとともに、市町村の防寒用品や発電機等の備蓄を支援するなど、防災・減災対策を推進してまいります。

次に、空き家対策についてであります。人口減少や過疎化の進行により、空き家の増加が懸念される中、道では、防災や景観保全、地域の活性化はもとより、住宅ストックの循環利用の観点からも空き家対策は大変重要と考えており、これまで、空き家等対策に関する取組方針に基づき、空き家情報バンクの運営、市町村に対する人材育成や技術的支援、道民の皆様への周知啓発に取り組んできたところであります。

また、専門人材が不足している市町村の役割を補完する役割を担う空家等管理活用支援法人の指定に向け、今年度から、道と不動産や法務など関係団体との連携による市町村への伴走支援や相談窓口の開設といった取組を強化したところであり、道では、今後とも、こうした空き家対策の取組を着実に進め、道民の皆様が安心して暮らし続けることができる住環境の形成に努めてまいります。

次に、医療・福祉施策に関し、まず、地域医療の確保についてであります。広域分散で医療資源が偏在する本道においては、少子・高齢化に伴う医療ニーズの変化に合わせ、地域の実情に応じた医療提供体制を確保していくことが重要です。

このため、道では、公立、公的を含む地域の医療機関が、それぞれの機能や役割を担いつつ、安定的に経営継続できるよう、職員の処遇改善のほか、光熱費や食材料費等の上昇に対し、支援するため、今定例会冒頭で補正予算を措置させていただきました。

また、地方・地域センター病院として指定した中核的な公立医療機関等に対する施設設備整備への支援や医師派遣なども継続して実施することとしており、道としては、引き続き、地域の課題や実情を踏まえた様々な施策の推進に努め、道民の皆様がどこに住んでいても必要な医療が受けられるよう、地域医療の確保に取り組んでまいります。

次に、介護人材の確保などについてであります。生産年齢人口が減少し、働き手の確保が難しくなる中、広域分散で介護サービス基盤が偏在する本道において、介護人材の確保は重要かつ喫緊の課題です。

このため、道では、職員の賃上げなど、事業所が行う処遇改善の取組を支援するため、今定例会冒頭で補正予算を措置させていただいたほか、処遇改善加算の取得促進に向けた伴走支援はもとより、外国人など多様な人材の参入促進や、職員の負担軽減に効果がある介護ロボットの導入支援などにも継続して取り組むこととしています。

道としては、引き続き、各地域の実情に応じた介護サービス提供体制の確保に向け、こうした様々な施策を推進し、介護を必要とされる方々が住み慣れた地域で安心してサービスを受けられるよう、介護人材の確保に取り組んでまいります。

次に、保育士の確保についてであります。共働き世帯の増加により、保育ニーズが多様化するなど、保育サービスを取り巻く環境が変化する中、地域の保育提供体制を維持していくためには、保育人材確保は重要な課題です。

国は、保育士の配置基準の見直しや公定価格の改定による処遇改善などの対策を講じておりますが、道内では、地方部のみならず、都市部でも人材不足が顕在化していることから、人材確保対策のさらなる充実を図っていくことが必要と認識しています。

道としては、返還免除型の修学資金の貸付けや勤務環境の改善支援などの取組に加え、保育の魅力発信の強化や、保育士支援センターに届出をした潜在保育士の方々に対し、ハローワークと連携して求人情報を積極的に提供するなど、再就職支援対策の充実を図るとともに、来年度から、現役保育士の方々による中高生への出前授業や、人材確保が困難な市町村と合同就職説明会を新たに開催するほか、引き続き、国に対し、さらなる処遇改善や配置基準の見直しを要望するなどして、保育士の皆様が、やりがいと誇りを持ち、安心して働き続けられる環境の整備に取り組んでまいります。

次に、仕事と介護の両立支援についてであります。高齢化社会が進行し、仕事と介護の両立が重要な社会課題となる中、昨年4月に施行された改正育児・介護休業法においては、介護離職防止のため、事業主に対して、介護休業制度の周知や介護休業の取得、両立支援制度の利用意向の確認を行うことが義務づけされたところであります。

こうした中、道では、介護休業制度が着実に浸透するよう、育児・介護休業法改正に係る説明会を北海道労働局と共催で開催するとともに、仕事と家庭の両立支援ハンドブックの発行や、働き方改革推進企業認定制度による企業の取組評価のほか、今年度、新たに介護休業制度導入に向けた企業の体制づくりを支援するセミナーの開催などに取り組んでいるところであり、今後とも、こうした各般の施策を進め、働きやすい職場環境整備の実現を図ってまいります。

次に、経済・雇用施策に関し、まず、賃上げに向けた取組などについてであります。道内企業における持続的、構造的な賃上げのためには、その原資の確保に向けた適切な価格転嫁と生産性の向上が重要と認識しています。

このため、道では、北海道政労使会議の構成員と連携しながら、発注側企業と取引先との共存共栄の取組や、取引条件のしわ寄せ防止を代表者名の名前で宣言するパートナーシップ構築宣言の普及、働き方改革の推進、伴走型の経営相談や専門家派遣などに取り組むとともに、今回の緊急経済対策においては、賃上げに取り組む中小・小規模事業者の方々を対象に、生産性向上など稼ぐ力につながる幅広い取組を支援することといたしました。

また、従業員のない事業者の方々には、伴走型の経営相談や制度融資のほか、国の補助制度等を活用して経営改善の取組を支援することとしており、今後とも、地域の事業者の方々の実情やニーズを踏まえつつ、国や関係機関と連携しながら、中小・小規模事業者の方々の多様な経営課題に対応した施策を推進してまいります。

次に、物価高への対応についてであります。本道経済は、物価の上昇が継続する一方、実質賃金は前年を下回っており、道民の皆様の生活や事業者の方々の経営環境は大変厳しい状況が続いていると認識しています。

このため、道では、足元の物価・エネルギー高の影響緩和や、物価上昇を上回る賃上げ環境の整備に向け、生活者と事業者の双方を対象に新たな緊急経済対策を取りまとめ、所要の補正予算を議決いただいたところであり、今後、市町村等が講じる様々な施策と連携して、必要な支援を迅速かつ着実にお届けできるよう取り組んでいく考えであります。

また、道としては、その事業効果を検証しつつ、引き続き、市町村や企業、業界団体や生活困窮者の方々を支援する団体等へのヒアリングなど、幅広い立場の方々の声に耳を傾け、変化する経済情勢を踏まえながら、物価高の影響緩和策について、国に対し繰り返し要望を行うとともに、経済対策推進本部を通じて庁内関係部で情報を共有し、直面する課題にきめ細かく、かつ機動的に対応してまいります。

次に、女性や高齢者の方々の就業促進についてであります。道では、北海道雇用・人材対策基本計画に基づき、多様な方々の労働参加や安心して働ける環境づくりなどに向けた、各般の施策を推進しているところであり、こうした中、令和7年の就業率は、全国に比べると低い状況にあります。女性が、計画目標の50%に対し、50.5%、高齢者が、計画目標の25%に対し、23.5%となっており、上昇傾向にあります。

道としては、こうした状況を踏まえ、働く意欲のある女性や高齢者の方々の就業の促進に向け、企業に対しては、働き方改革を積極的に行う企業の認定制度の普及、専門家による伴走支援のほか、国の助成金の活用を促すとともに、求職者に対しては、ジョブカフェなどでのきめ細かなカウンセリングやセミナーの実施、企業説明会や就業体験などのマッチング支援に取り組んでいるところであり、引き続き、国や関係機関と連携して、多様な働き手の就業促進に向けて取り組んでまいります。

次に、デジタルデバイドの解消に向けた取組についてであります。デジタル技術の恩恵を受けられる利便性の高い未来社会の実現に向けては、道民の皆様のデジタルリテラシーの向上を図っていくことが重要です。

このため、道では、連携協定に基づき、携帯電話ショップを活用したスマホ教室の開催を促すとともに、国に対し、デジタルデバイド対策に関する財政支援を要請してきたほか、道教委でも、市町村が開催する講座への講師派遣等を行ってきたところであり、加えて、道として、電子申請システムの利便性や操作性の改善、生産性向上のためのITツール導入に対する補助金の中小企業等への紹介など、デジタル活用のメリットを道民の皆様にご覧いただくよう取り組んでまいりました。

策定中の第2期Society5.0推進計画においても、主な施策として、道民の皆様のリテラシー向上に向けた取組を示しており、来年度は、スマホ教室の内容充実について連携協定先企業と協議するほか、新たに、AIの活用やリテラシー向上を目的にセミナーを開催するなど、引き続き、誰一人として取り残されないデジタル社会の実現を目指します。

次に、生活インフラの整備等についてであります。ラピダス社の立地や関連産業の集積などにより、周辺地域への関係者の方々の移住や産業活動の活発化が見込まれる中、その立地動向などに応じて、国や千歳市、周辺市町村のほか、ラピダス社とも連携しながら、生活インフラへの支援に取り組む必要があると認識しています。

このため、道では、千歳市とともに、新たな道路の整備を進めているほか、幹線道路を中心とした交通需要の増加への対応として、国道の信号時間調整などに関係機関が連携して取り組んでおり、また、国に対しては、円滑な産業集積のための教育や住環境の整備について要望を行っております。

道としては、今後も、交通、教育、住宅のほか、想定される様々な課題について、早期の把握に努めるとともに、幅広く関係機関と連携の上、必要な対応を検討してまいります。

次に、観光施策に関し、まず、宿泊税についてであります。宿泊税導入に向けては、税導入の考え方やその効果について、道民や道内外からの宿泊客の皆様、観光事業者の方々など、関係者の御理解を深めていただくことが何よりも重要であることから、道では、ホームページやSNSの活用、宿泊施設やJR主要駅、空港などにおける広告の掲出に加え、2月にはテレビCMなどによる集中的な広報を行うなど、様々な媒体を活用し、周知に取り組んでまいりました。

また、宿泊税の充当施策については、各種調査などにより、道民や宿泊客の皆様、市町村や事業者の方々のニーズ把握を通じ、取りまとめた、宿泊税充当施策の基本的な考え方を基に施策を具体化し、今般、宿泊税充当事業として提案させていただきました。

道としては、税導入の考え方や用途などについて引き続き丁寧な説明に努めていくとともに、導入後は、施策の効果測定も行うなどし、市町村や関係団体との連携の下、道内で宿泊される納税者の方々に税導入の効果を実感いただけるよう取組を進め、観光立国・北海道の実現を目指してまいります。

次に、IRについてであります。道では、現在、IRに関する基本的な考え方の改訂に向け、有識者懇談会を開催し、IRをめぐる環境の変化を踏まえたIRのメリット、デメリットの両面の観点から御議論をいただいているところであります。

こうした中、このたび、有識者懇談会の御議論などを踏まえ、I R施設への新たな観光客の取り込みによる全道各地への消費拡大や経済波及効果といったメリットなどとともに、MICEや宿泊施設といった中核施設の事業性、さらには、現在のギャンブル等依存症対策の実効性の確保といった課題について、素案の検討に向けた中間整理を行ったところであります。

道としては、来年度実施するI Rに関する調査分析を検討材料に、有識者懇談会での議論や関係機関との意見交換をさらに進め、各段階で道議会にお示しし、御議論いただきながら検討を深め、大都市圏とは異なる本道ならではの価値や優位性を生かした、北海道らしいI Rコンセプトの具体化に向け、本年秋をめどに基本的な考え方の成案を提示できるよう、検討を着実に進めてまいります。

次に、エネルギー政策に関し、まず、泊発電所についてであります。原発の安全性の確保については、国の規制責任と事業者の保安責任という基本的な枠組みの中で行われており、中部電力における不正事案については、地域住民はもとより、国民の皆様の信頼を裏切るもので、あってはならないことと考えています。

北電から、本事案を受けた社内確認結果の報告があった際には、担当副知事から齋藤社長に対し、道民の皆様への丁寧な情報発信や審査への真摯な対応について求めたところであります。

また、安全対策については、昨年末、再稼働に係る同意回答に併せ、国に対し、放射線防護施設の整備などについて求め、UPZ内5施設の実施が決定されたところであり、今後とも、関係自治体と緊密に連携し、国に必要な予算の確保を求めながら、住民の皆様の避難に係るインフラ整備等に取り組んでまいります。

なお、再稼働後の電気料金については、規制料金では家庭向けで11%程度、自由料金全体では平均7%程度の値下げとなる見通しであることや、試算における前提条件が変化した場合に値下げ水準が変動する可能性があることなどについて齋藤社長から説明を受け、私から、道民の皆様の負担のさらなる低減に向け、最大限の企業努力をしていただくことなどについて要請したところであり、北電の取組状況を注視してまいります。

次に、高レベル放射性廃棄物の最終処分についてであります。私としては、文献調査終了後、仮に概要調査に移行しようとする場合、条例制定の趣旨も踏まえ、現時点で反対の意見を述べる考えであり、その表明に当たっては、必要な国の手続を経られた後に、道議会での御議論はもとより、様々な機会を通じて把握した道民の皆様の御意見なども踏まえ、適切に対応してまいります。

また、最終処分の問題は、原発の所在の有無にかかわらず、国民的な議論が必要な問題であることから、今後とも、国に対し、全国において最終処分事業の理解促進に向けた取組を一層加速させるよう求めるとともに、道としても、ホームページ等を通じて文献調査のこれまでの経過や道の考え方などを丁寧に情報発信してまいります。

次に、交通政策に関し、まず、J R北海道の経営状況などについてであります。J Rの長期経営ビジョンでは、徹底した経営努力による収支改善に加え、新幹線札幌延伸の効果も取り込む

ことで経営自立を目指すとしており、開業時期の遅れは、経営自立に向けた様々な取組に影響を与えるものと考えます。

一方、黄線区については、国の監督命令により、令和8年度末までに事業の抜本的な改善方策を取りまとめる必要があり、JRでは、今年度、維持する仕組みの構築に向けた自社の考えをまとめるとしてありますが、道としては、JRや沿線自治体とともに徹底した利用促進などを進め、その成果を積み上げながら、JRの考えも確認しつつ、幅広い観点から、地域の実情を踏まえた具体的な方策の検討を深めるとともに、国に対し、JRの経営自立に向けた支援の着実な実施を求めてまいります。

こうした取組のほか、北海道新幹線については、開業時期の早期明示に加え、工期の短縮に向け、新たな技術導入を視野に入れた不断の検討のほか、大きな懸念となった地方負担の軽減について、関係者の皆様と一丸となって国に対して求めてまいります。

次に、大雪時における交通障害への対応についてであります。先月の札幌圏の記録的な大雪においては、JRの運休や高速道路の通行止めなどの大規模な交通障害が発生いたしました。

また、JRの運行再開予定時刻が数度にわたって延期されたことにより、多くの利用者に混乱が生じたほか、新千歳空港で想定を超える滞留者が発生したことを踏まえ、JRに対して、私から、北海道エアポートとのホットラインの強化を要請し、体制の見直しを図ったところでございます。

こうした中、昨日、災害対策連絡本部員会議を開催し、JRの情報提供の在り方といった課題や、国交省の指示の下、JRが進めている検証作業を含め、関係機関のこれまでの取組と今後の対応を確認いたしました。

道としては、引き続き、当面の降雪期における対応に万全を期すとともに、今後、JRの検証結果なども踏まえながら、関係機関と連携し、交通障害への対応強化を図ってまいります。

次に、次期重点戦略についてであります。利用者の減少や人手不足が深刻となる中、道では、広域的な地域公共交通計画を策定し、シームレス交通の取組を進めてきたところでありますが、交通空白といった課題が顕在化するなど、本道を取り巻く交通環境は厳しさを増しているものと認識しています。

今後、地域交通の維持に向けては、利便性向上の観点から、詳細な移動実態を把握し、地域全体で活用する取組が重要であることに加え、道内各地域の実情に応じた移動手段を確保するため、これまで以上に地域との連携を図ることが必要です。

私としては、次期重点戦略において、モビリティデータの活用や新たな支援制度の検討、デマンド交通等の多様な交通モードを活用した交通空白の解消など、具体的な取組を掲げ、道民の皆様や観光客の方々の足をいかに守るかを第一に、交通を取り巻く課題に向き合い、事業者や自治体など関係者間の連携強化を図りながら、持続的な地域交通の維持確保に向け取り組んでまいります。

次に、環境等政策に関し、まず、野生鳥獣対策についてであります。エゾシカやヒグマによ

る農林業被害や人身被害など、人と野生鳥獣とのあつれきがかつてないほど高まっている中、ICTやAIなど最新の技術も活用し、効果的な対策に取り組むことが重要です。

これまで、道では、ドローンや通信型の自動撮影カメラなどを活用し、エゾシカの生息状況把握や囲いわなの遠隔操作のほか、ヒグマの個体識別や農業被害の状況を把握する検証事業などに取り組んできており、また、市町村においても、エゾシカの捕獲検知システムやヒグマの監視警戒システムの構築などが進められているところであります。

新年度は、こうした取組に加え、AI等を活用したヒグマの出没個体の特定や出没情報の一元化を進めるほか、道が得た新たな技術や蓄積された知見を市町村とも共有し、道内各地でのAI等を活用した取組が進められるよう支援していくなど、北海道ヒグマ対策推進会議等の場も活用しながら、地域と一体となった実効性のある野生鳥獣対策に取り組んでまいります。

次に、開発行為への対応等についてであります。違法な事案の抑止に向けては、関係法令の周知とその遵守を促すことはもとより、違反の状況を早期に把握し、法令に基づき、厳正に対処していくことが重要と認識しています。

このため、道では、国に対し、実効性のある規制の強化などについて要望したほか、広報紙やホームページで必要な手続等を広く発信するとともに、違法な開発などの通報窓口を設置し、早期の指導を図り、さらに、悪質性の高い事案に対し、勧告を経ずに監督処分を行うなど、より迅速かつ実効性の高い対応ができるよう、関係部局間や市町村との連携強化を図るとともに、制度運用の見直しに取り組んできたところでございます。

道としては、今後とも、市町村との連携の下、早期の覚知に努めるとともに、違法な開発行為は許さないとの認識の下、こうした取組を徹底してまいります。

次に、第1次産業の振興に関し、まず、国の米政策についてであります。国内有数の米産地である本道においては、主食用米はもとより、加工用や輸出用など、消費者や実需者の皆様の多様なニーズに応じた北海道米を安定的に生産、供給することが重要です。

こうした中、道では、北海道米の生産に当たり、国が示す全国の需給見通しに加え、農業団体、出荷団体の販売計画や地域の作付意向などを総合的に勘案し、生産の目安を設定するとともに、国の交付金を効果的に活用しながら、需要に応じた生産を進めてまいりました。

道としては、本道の稲作農業の持続的な発展に向けて、関係機関・団体と連携し、需給見通しの精度向上に加え、令和9年度から予定されている水田政策の見直しに当たり、大規模で専門的な経営体が主体となっている本道の実情を踏まえ、地域や農業経営への影響に十分配慮するなど、中長期的に安定した制度となるよう、国に対して求めてまいります。

次に、農業、農村の振興についてであります。本道の農業、農村が持続的に発展していくためには、農業者の減少や高齢化の進行などの諸課題に適切に対応しながら、地域の農業を支える多様な担い手の方々が、生産基盤である農地をフルに活用し、農産物を安定的に生産、供給していくことが重要です。

道では、次期農業・農村振興推進計画において、経営安定対策などによる担い手の経営体質の

強化や新規就農者の確保、さらには、生産性の向上が期待できる農業生産基盤の整備やスマート農業の推進を図ることとしているほか、農業経営の安定化に向けた合理的な価格形成を国に求めているところでございます。

道としては、関係機関・団体などと連携し、これらの施策を総合的かつ計画的に進め、農業者の皆さんが安心して営農を続けられるよう、本道の農業、農村への理解と共感の下、我が国の食料安全保障に最大限貢献できる豊かな農業、農村の実現に努めてまいります。

次に、日ロ間の漁業交渉についてであります。日ロ地先沖合漁業交渉が越年したことにより、道東地域において主要な漁業である底はえ縄漁業が、年明け1月からの操業機会を逸する状況となっており、道としては、漁獲割当て量など、漁業者の皆様への意向に沿った操業条件を確保し、交渉が早期に妥結するよう、関係団体と連携し、国に働きかけてまいります。

また、北方四島安全操業は、水産加工や流通など、地域経済に大きく貢献してきた重要な漁業であり、道では、この間、操業機会の確保に向け、国に対し、ロシアへの強力な働きかけや漁業者の皆様への支援を、関係団体とともに、繰り返し要請してきたところでございます。

道としては、一日も早く交渉が再開されるよう、引き続き、国に粘り強く働きかけるとともに、操業が可能となるまでの間、漁業者の皆様が安心して経営を維持できるよう、支援の継続を求めるなど、漁業者の皆様へ寄り添いながら、適切に対応してまいります。

次に、ナラ枯れ被害対策についてであります。道南地域において被害が増加する中、被害地域の拡大を防止するためには、被害木を早期に発見し、適切に処理を行うことや、被害木の移動に伴う害虫の飛散防止に取り組むことが重要です。

このため、道では、北海道ナラ枯れ被害対策基本方針に基づき、関係機関と連携し、ヘリコプターでの上空からの調査と現地確認により、速やかに被害木を特定し、着実に薬剤処理を進めるほか、木材加工工場でのナラ類の取扱いの方法の注意喚起を行うとともに、より効率的に広範囲の被害を把握するため、新たにAIを活用した衛星画像解析技術の実証にも取り組んでまいります。

また、所有者が不明な森林においては、市町村に対し、探索方法などの助言を行うとともに、所有者が不明な被害木周辺の監視を強化し、被害が拡散した場合には速やかな処理に努めるなど、ナラ枯れ被害対策に最大限取り組んでまいります。

次に、人権等施策に関し、まず、北海道人権施策推進基本方針についてであります。このたび取りまとめた新たな基本方針案では、人の尊厳を傷つけ、差別意識を拡大させかねない行為は許されないとの認識の下、女性や子ども、高齢者など、重点的に取り組む12の分野を設定し、人権教育や啓発をはじめ、相談支援体制の充実などに取り組むとともに、インターネットを介した誹謗中傷等の人権侵害の深刻化を踏まえ、新たに分野横断的に人権課題として位置づけ、権利を侵害する書き込みに対するプラットフォーム事業者への対応などの施策の方向性をお示したところであります。

また、道では、これまでも、全国知事会を通じて、国に対し、インターネット上の誹謗中傷等

の防止や犯罪行為への法的な対処、実効性のある人権救済制度の確立などを要望してきたところであり、今後とも、国に対して対策の強化を働きかけるとともに、関係機関と連携した人権教育や啓発などを積極的に進めてまいります。

次に、国の外国人政策についてであります。国の総合的対応策では、国民の安全、安心のため、既存ルールへの遵守や、国土の適切な利用及び管理に向けて取り組むこととしているほか、外国人の方々から日本社会に円滑に適応できるよう、日本語教育の充実や外国人向けの相談体制の強化に加え、秩序ある共生社会の実現に向けた意識醸成にも取り組むこととしており、外国人材の確保と定着に向け、重要な取組であると認識しています。

道としては、総合的対応策の施策の具体化を注視しつつ、日本人と外国人の方々から異なる価値観を理解、尊重し、差別的な言動を許さない、全ての人の人権が尊重される共生社会の実現に向けて、外国人の方々から安心して働き、暮らすことができるよう、道民の皆様に対する正しい情報の発信や地域における多文化共生の啓発など、先進事例も参考に、相互理解の促進に資する多様な取組を効果的に進めてまいります。

次に、北方領土返還要求運動等に関し、まず、北方領土の語り部活動についてであります。北方四島での当時の暮らしぶりや領土返還に向けた思いを元島民の方々から直接お聞きする講話などは、北方領土問題への関心を高め、理解を深めるためにも大変重要な取組と認識しています。

このため、道では、千島連盟が実施する語り部としてのスキルアップを図るための研修への支援や、セミナーでの講演機会の確保など、語り部の育成等に向けた取組を行っているところであります。

元島民の皆様は平均年齢が90歳を超え、語り部活動を継続していくためには、担い手の確保や知識、技術を引き継いでいくことが重要です。

道としては、後継者の育成に取り組む沖縄県や広島市等の語り部の実態調査を行うなど、千島連盟とともに、効果的なノウハウの継承方を検討し、語り部活動が、後継者だけでなく、第三者も含めて、円滑に引き継がれるよう取り組んでまいります。

最後に、船舶「えとぴりか」の活用についてであります。「えとぴりか」は、4島交流等事業を安定的に実施するために平成24年に就航し、以来、元島民の皆様にとって4島との交流の象徴として役割を担ってきたところであります。

これまで、道では、「えとぴりか」について、洋上慰霊のほか、返還要求運動の一層の推進が図られるよう、啓発事業へのさらなる活用を国に要望してきており、こうした中、今年度は、一般公開に加え、大学生や教育関係者の方々等を対象とした北方領土洋上視察などにおいて「えとぴりか」が活用されたところであります。

道としては、今後とも、「えとぴりか」の本来の目的を踏まえつつ、領土問題の関心を高め、理解を深めていただけるよう、様々な活用について国に働きかけてまいります。

なお、その他の御質問につきましては、担当の副知事から答弁をさせていただきます。

以上でございます。

○副議長梶谷大志君 副知事濱坂真一君。

○副知事濱坂真一君（登壇）会計年度任用職員の任用等についてでございますが、道では、事務補助など定型的な業務のほか、様々な分野で会計年度任用職員を任用しており、近年は1200名前後で推移しているところであります。

道といたしましては、職員が安心して働き続けられる環境づくりが重要と認識しており、全ての会計年度任用職員に対して道職員採用試験の情報提供を行い、今年度は13名を採用したほか、勤勉手当の支給や病気休暇の有給化、さらには、公募によらない任用の制限を見直すなど、勤務条件の改善を図ってきたところであり、今後とも、国や他都府県の動向を注視しつつ、行政サービスを支える多様な人材の確保に努めてまいります。

○副議長梶谷大志君 副知事三橋剛君。

○副知事三橋剛君（登壇）エネルギー政策に関し、再エネの導入拡大などについてでございますが、全国随一の再エネポテンシャルを生かし、再エネの導入拡大を図りますとともに、道内において最大限活用し、環境と経済の好循環につなげていくためには、送電網の増強や蓄電池の導入促進などが重要と認識しております。

このため、道では、こうした電力インフラの整備への支援強化などにつきまして、様々な機会を通じ、国に対し、働きかけますとともに、道独自の取組として、本年度から、GX推進税制を導入し、蓄電池関連産業の誘致など、GX投資の促進に取り組んでおります。

また、市町村等における地域の取組に対し、レジリエンスの強化にも資するマイクログリッドの取組、避難所における再エネや蓄電池の設備導入への支援を行ってございまして、今後とも、こうした取組を通じ、再エネの導入拡大などを図り、ゼロカーボン北海道の実現に向け、取組を加速してまいります。

以上でございます。

○副議長梶谷大志君 副知事加納孝之君。

○副知事加納孝之君（登壇）まず、外国人材の定着に向けた環境整備についてでございますが、人手不足が深刻化する中、外国人材の確保と定着に向け、多文化共生の取組を進めていくことが重要でございます。

このため、道では、外国人材の採用・定着セミナーの開催や、外国人相談センターでの多言語対応、地域で日本語を学べる環境づくりを進めてきましたほか、外国人への理解を全道に広げる啓発等に取り組んできたところでございます。

道といたしましては、令和9年度の育成就労制度の開始も見据え、地域との調和を前提に、多様な主体と連携し、様々な機会を捉えながら、市町村や事業者等への多文化共生研修会や、地域住民の皆様と外国人住民の方々の交流イベントの開催などにより、地域の産業、暮らしを支える外国人材への理解を促進いたしますほか、外国人の地域おこし協力隊も活用しながら、オンラインを交えた日本語教室や相談体制などの受入れ環境の整備充実を図り、日本人と外国人が共に安

全、安心して暮らすことのできる多文化共生社会の実現に取り組んでまいります。

次に、運転手確保の対応についてであります。バス事業者におきましては、運転手不足の解消が喫緊の課題と認識しており、道では、事業者の安定的な事業継続を図ることを通じて、運転手の処遇改善に向けた環境整備につながるようバス運行費の補助などに取り組むとともに、収支率などの向上にも資する利便増進実施計画の策定による路線の最適化などに取り組んできたところでもあります。

さらに、今回の物価高対応緊急経済対策におきまして、中小・小規模事業者の賃上げ環境整備のための設備投資等への支援などに加え、車両維持費の負担感が大きいとの事業者等からの声を踏まえ、その負担の可能な限りの軽減を図るための支援も盛り込んだところでございます。

道といたしましては、こうした取組のほか、引き続き、国に対し、運転手の雇用環境の整備への支援などの充実強化を働きかけますとともに、人手不足など交通環境の変化に対応した地域交通支援制度の検討を進めるなど、持続可能な地域交通の確保に向け取り組んでまいります。

最後に、稲作経営における担い手対策についてでございますが、農家戸数の減少や少子・高齢化などにより担い手の減少が続く中、本道農業が持続的に発展していくためには、新規就農者をはじめとする農業の担い手が、将来にわたり再生産可能な所得を安定的に確保できる環境を整えることが重要でございます。

道では、これまで、就農希望者に対する相談対応や、普及センターによる技術指導、就農前後に必要な各種資金の交付など、経営の安定に向けた支援に加え、雇用就農の受皿となる農業経営の法人化への助言指導を行ってきたところでございます。

道といたしましては、こうした取組に加え、本年度から、新たに、空知など4地域をモデル地区として設定し、親元就農を含む新規就農者への円滑な経営継承に向け、市町村などが行う新規就農者の受入れ体制の整備を支援しているところであり、今後とも、関係機関・団体と連携しながら、稲作経営における担い手の育成確保に努めてまいります。

以上でございます。

○副議長梶谷大志君 教育長中島俊明君。

○教育長中島俊明君（登壇）民主・道民連合、笹田議員の代表質問にお答えいたします。

まず、小中学校の教育課程の編成についてであります。道教委では、これまでも、教育課程の編成に当たりましては、法令並びに学習指導要領に基づき、校長の権限と責任の下、児童生徒の実態等を踏まえて教育の内容や時間を配分するよう指導助言してまいりました。

また、本年1月に国が示した留意事項を踏まえ、教育の質の向上のために必要な時間的余裕を創出する観点からも、指導体制に見合った授業時数を設定し、必要に応じて見直すことや、学校行事については、教育的意義を踏まえ、真に必要なものに精選することなどについて改めて市町村教育委員会に通知したところであり、今後も、引き続き、市町村教育委員会と一層連携しながら、各学校への指導助言に努めてまいります。

次に、義務教育等教員特別手当についてであります。このたびの給特法の改正は、教員の高

度専門職としての職責にふさわしい処遇の実現を図ることを目的としており、教職調整額の段階的引上げに加え、職務や勤務の状況に応じた措置として学級担任への加算措置などを規定したものでございます。

こうした趣旨を踏まえ、改めて学校の現状に関する調査を行い、約8割の学校から学級担任の負荷が他の教員より大きいとの回答がありましたことから、学級担任への加算を決定したところでございます。

道内では複数担任制やチーム担任制を取り入れているところもあると承知しており、道教委といたしましては、全ての子どもたちへのよりよい教育を提供していくため、教員同士が分担、協力しながら、生徒指導、教科指導等に当たるチーム学校による学校運営体制をより一層推進してまいります。

次に、学校における働き方改革についてであります。今年度、全ての教育職員を対象に行ったアンケート調査の回答では、働き方改革の取組により勤務時間の縮減が進んでいるとの声や、ICTや外部人材の活用など業務改善に向けた具体的な提案も寄せられている一方で、休憩時間が取れないことや業務の持ち帰りなどに対する記載もあり、実態を把握した上で、具体的な取組を検討し、改善していくことが重要と考えております。

次期計画となる第4期アクション・プランの作成に当たりましては、養護教諭や栄養教諭を含めた教員のみならず、事務職員等の教育現場で活躍するより多くの方々から丁寧に意見を伺いながら検討を進めてまいりたいと考えており、学校で勤務する全ての職員が働きやすさと働きがいを実感できる職場環境の整備に取り組んでまいります。

以上でございます。

○副議長梶谷大志君 選挙管理委員会委員長大崎誠子君。

○選挙管理委員会委員長大崎誠子君（登壇）答弁に先立ちまして、自民党・道民会議、角田一議員の御逝去に対し、心から哀悼の意を表します。

それでは、民主・道民連合、笹田議員の質問にお答えをいたします。

このたびの衆院選の管理、執行などについてであります。厳冬期に行われた今回の選挙は、寒さや大雪などにより、選挙の適切な執行や投票率に影響を受けることが懸念されていたため、道選管では、各市町村に対し、冬季における選挙の管理、執行に係る依頼を行い、ポスターの掲示場や投票所における降積雪対策に係る留意事項などを周知したところであります。

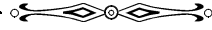
また、離島では、フェリーの欠航により、不在者投票の一部が届かない事案があった一方、投票日当日にかけての悪天候予測を踏まえ、市町村の協力も得ながら期日前投票の呼びかけを強化したこともあり、全道の期日前投票者数は過去最多のおよそ110万人となりました。

また、国などの関係機関に対しても、道路の除排雪への適切な対応や、交通手段が途絶された場合の投票箱の輸送などについて事前に協力依頼を行っており、2月7日には、実際に、道の防災ヘリにより、離島地域の投票箱の送致に御協力をいただいたところであります。

以上であります。

○副議長梶谷大志君 議事進行の都合により、暫時休憩いたします。

午後2時47分休憩



午後3時11分開議

○副議長梶谷大志君 休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩前の議事を継続いたします。

笹田浩君。

○65番笹田浩君（登壇・拍手）（発言する者あり）それぞれ答弁いただきましたが、指摘を含めて再質問いたします。

まず、地方創生の展望についてです。

知事は、道政執行方針で、北海道が新たなデジタルイノベーションのハブとなる優位性を強調し、成長分野への投資を加速させる攻めの考えを示しましたが、我が会派の代表質問全般における答弁からは、挑戦の意思や積極姿勢が感じられません。

改めて、知事は、未来への投資や地域力の発展を今後どのように進めていく考えなのか、その趣旨と決意を知事自身の言葉で明確にお示してください。

また、知事は、国家戦略における北海道の重要性はこれまで以上に高まっていると述べましたが、人口減少や高齢化が進む中、地方創生の観点から、観光資源や食料安全保障など、本道のポテンシャルを生かした北海道らしい政策を着実に進めることが重要であり、その具体的展開について併せて伺います。

次に、組織運営等についてであります。

道職員の採用に関し、受験者数が減少する一方で、採用辞退率が高く、自己都合退職者も増えている実態が示されましたが、道民ニーズの多様化や制度の複雑化等による仕事の過密化などが懸念され、適正な人員配置が実現されなければ、時間外労働やメンタルヘルスへの影響も心配であります。

サービス低下を招かないためにも事務事業に見合った人員配置は必須であり、欠員の解消はもとより、知事が先頭に立って職員誰もが生き生きと働き続けることができる処遇条件や職場環境の改善などに努めるよう、指摘いたします。

次に、非正規雇用労働者の雇用対策等についてです。

知事は、来年度、新たに、就職氷河期世代の方々を対象として、専任コーディネーターによる相談や企業とのマッチングなど、就労支援の強化を図るとしてありますが、働き盛りと言われる40代から50代前半のみならず、例えば、年金制度に伴走した健康的な高齢者の働く場の確保なども重要であります。

年齢や性別などで制限せず、家計や生活実態に照らして、道民誰もが安心した就労生活がかなうよう、支援を講ずるべきであることを指摘しておきます。

次に、財政健全化の目標についてです。

道財政の収支不足は拡大傾向にあり、人口減少や高齢化などの影響で硬直化が進む中、実質公債費比率や将来負担比率など、財政指数の展望に懸念が生じます。

行財政基盤の強化を図るためには、強い姿勢で効果的に政策を進める必要があります。しかし、先ほどの答弁からは、知事の財政健全化に向けた本気の姿勢が感じられませんでした。

今後5か年の行財政運営の基本方針においても、実質公債費比率の改善目標値を早期健全化基準の25%を下回らないことと設定していますが、もとより、今後5か年の推移見込みは25%に達することになっていません。

本道の持続可能性を高めるためにも、行財政運営の基本方針の推進期間や方針内容などが形骸化しないよう、知事が先頭に立って堅実に財政再建に努めるよう、指摘しておきます。

次に、地域医療の確保についてです。

室蘭市が深刻な資金不足などを理由に、2027年度中をめどに市立室蘭総合病院を閉院する方針を固めました。人口減少による患者数の減少で経営難に陥り、周辺病院との再編統合協議が難航する中での苦渋の判断と推察されます。

当該市立病院には約770人の職員が在籍しているとされますが、近隣病院だけでは全員の受入れは困難との声もあります。

地域の医療ニーズを踏まえ、医師を含む医療従事者が地域で医療に従事できるよう、この問題を地域任せにせず、道として早急に対策を講ずるべきと考えますが、知事の所見を伺います。

また、当該市立病院の2024年度の外来患者数は延べ14万人、入院患者数は約10万人とされ、閉院による市民生活や救急医療体制への影響は避けられません。

道内には経営が厳しい公立・公的医療機関もあり、閉院の連鎖を防ぐ実効性ある対策の強化を急ぐべきと考えますが、併せて伺います。

次に、介護職員の人材確保などについては、介護報酬の引上げや処遇改善加算の実効性確保を国に強く求めるとともに、持続可能な介護保険制度の構築に向けた議論を深める必要があります。

一方、介護職員の人手不足や介護事業所の経営逼迫により、特に、訪問介護を中心に、サービス提供に地域間格差が生じていることは公平性の観点からも看過できず、制度の在り方を含めた検証と是正が求められます。

生産年齢人口の減少や広域分散により、介護サービス基盤が偏在する本道の実情を国に強く主張しながら、道民が安心して必要な介護を受けられる体制の確保に向け、道として万全の対策を講ずるべきと考えますが、再度、知事の所見を伺います。

次に、実質賃金の引上げについてです。

持続的かつ構造的な賃上げ対策は、人手不足が深刻な現場で働く人々が将来に希望を持って働き続けることができるよう、労働と生活の維持の観点から、まずは、直接、現場の生の声や実態を把握することから始めるべきであります。

また、従業員を抱えない個人事業者等への対応についても、多様な経営課題に対応した施策を

推進するとの答弁にとどまっていますが、道の物価高騰対策や賃上げ支援制度等の対象要件から外され、置いてけぼりとなる事業者や労働者が生じることのないよう、今後、フォローアップや追加の支援策等を講ずるべきということを指摘しておきます。

次に、物価高騰対策についてです。

補正予算で緊急的な措置が講じられたわけではありますが、引き続き、地域の実情や道民の声を的確に把握すること、そして、これまでの対策の効果を速やかに検証することを求めましたが、その点について明確な答弁はありませんでした。

また、経済対策推進本部を通じて庁内で情報共有し、機動的に対応していくとのことでしたが、今後も円安の影響による物価高騰が長引くことが想定されます。

そうである以上、追加対策を検討し、国の補正予算が決定した際には早急に道の取組を提案した上で十分な議論時間を確保すべきと考えますが、再度、知事の所見を伺います。

次に、ラピダス周辺地域の生活インフラ整備については、関連産業の集積などにより、移住や産業活動の活発化が見込まれるとの答弁がありました。

半導体・デジタル関連産業振興ビジョンの最終年である2033年までに、いつ頃、どの地域にどのような集積を見込んでいるのか、具体的な姿が見えてきません。

企業誘致や参入促進に当たり、どのようなロードマップを描いているのか、再度、知事の所見を伺います。

また、生活インフラへの支援のため、教育や住環境の整備について国に対して要望を行っているとの答弁でしたが、どのような課題があり、どのような対応が必要との認識で国に要望しているのか、さらに、交通、教育、住宅、医療など、想定される課題に具体的に対策を講じるに当たっては関係自治体と十分に連携することが不可欠であります。どのように連携し、今後どう対策を進めるのか、併せて伺います。

次に、宿泊税についてです。

宿泊税を導入して、知事はどんな北海道にしたいのか、知事の言葉からは明確なビジョンが感じ取れませんでした。宿泊税を徴収することばかりに焦点が当たり、知事が言う、肝腎の観光立国・北海道をイメージできません。

また、先ほど、導入後は施策の効果測定も行うとの答弁がありましたが、これが宿泊税の恩恵によるものかどうかは、道民や道内外の宿泊者にとって分かりにくいものではないでしょうか。

宿泊者がよい旅だったと満足し、道民一人一人がより魅力的な北海道を誇れるような、知事の観光立国・北海道の明確なビジョンと、それを実現するための効果的な税の使い方とするよう、強く求めておきます。

次に、I Rについてであります。

北海道観光の強みは、自然、食、文化にあります。答弁にあった、本道ならではの価値、優位性は、まさにこのことだと考えますが、知事の考える、北海道らしいI Rとはどのようなものなのか、不明瞭であります。

また、基本的な考え方の検討を行う上で、I Rが果たして採算に合うのか、自然環境に与える影響、ギャンブル依存症の社会的影響などをはじめ、様々な課題に対し、十分な調査や分析を行うよう、指摘しておきます。

次に、泊原発再稼働についてであります。

先ほど、知事は、原発の安全性の確保は、国の規制責任と事業者の保安責任という基本的な枠組みで行われると答弁しましたが、中部電力浜岡原発での不正事案は、安全評価が事業者の提出データに依存する構造的課題を浮き彫りにしました。

そこで、泊原発については、道として、安全性を担保する主体的な検証体制を構築すべきと考えますが、再度、知事の所見を伺います。

また、安全対策費は増嵩しており、自治体が担うオフサイト対策の総額や国の予算確保の見通しは不透明です。必要額を幾らと見込んで国に予算確保を求めたのか、所見を伺います。

さらに、安全対策費の増加が電気料金に転嫁される懸念もあります。値下げが実現しない場合、同意判断の前提は維持されるのか、電気料金という不確実な見通しで再稼働を判断することの妥当性についても所見を伺います。

次に、送電網の整備についてであります。

先ほど、再エネポテンシャルを生かすため、送電網増強や蓄電池導入を進める旨の答弁がありました。実現への具体策は示されませんでした。

道として、いつまでにどの程度の送電容量を増強すべきと考えているのか、数値目標と工程を明確に示し、それに向けた道の制度を構築すべきと考えますが、再度、知事の所見を伺います。

また、蓄電池を防災インフラと位置づけ、導入支援を抜本的に強化すべきと考えますが、併せて伺います。

次に、大雪によるJ R運休の影響についてです。

先ほどの答弁では、ホットラインの強化の要請や、これまでの取組と今後の対応を確認しただけで、このような事態を二度と起こさないという強い思いは感じ取れないどころか、J R北海道と北海道エアポートとの問題に矮小化していると言わざるを得ません。

新千歳空港に7000人近い滞留者を出した交通障害は災害級とも言える雪害であり、J R北海道の検証結果を待つのはもちろんのこと、計画運休の実施、滞留者の安全確保策、ブラックアウト発生時の対応など、道独自に様々な事態を想定した対策を検討すべきであります。

道には権限がないと言いますが、やはり、知事がリーダーシップを取り、道として二度と災害級の交通障害を起こさないという強い思いの下、対策に取り組むべきと考えますが、再度、知事の所見を伺います。

次に、バス運転手の確保についてです。

先ほど、知事からは、バス事業者の安定的な事業継続を図るため、運行費補助や路線の最適化にとどまらず、補正予算による経済対策においても、賃上げ環境整備のための設備投資支援や車両維持費の負担軽減などに取り組んだ旨の答弁がありました。

しかし、車両整備費補助など、バス事業者の経営改善に資する各種支援事業が、運転手や車両整備士など、多くの職員の賃金引上げにどこまで直接つながっているのかについては疑問もあります。

バス運転手等の確保は地域公共交通を維持する上で極めて重要な課題であり、処遇改善や雇用環境の向上も含め、労働実態を継続的に把握するとともに、道の支援策における制度設計や単価設定が適切であったのか、その効果と課題を検証することが必要と考えますが、知事の所見を伺います。

次に、違法開発についてであります。

先ほど、悪質性の高い事案には、勧告を経ず、監督処分を行うなど、迅速かつ実効性の高い対応ができるよう、制度の運用の見直しに取り組んできたとの答弁がありました。

しかし、国土保全の観点などから看過できない事案が相次いでおり、本道の生活環境や自然環境を率先して守る姿勢をより明確に示し、環境保全の取組を一層強化すべきと考えます。

例えば、道独自の水資源条例の厳格化や対象地域の拡大、自然保護規制の強化、大気汚染防止法や水質汚濁防止法の上乗せ規制拡大に加え、他法における上乗せ規制の都道府県権限について国に働きかけるなど、道として検討すべき課題は幅広く存在すると考えますが、再度、知事の所見を伺います。

次に、北海道人権施策推進基本方針の見直し等についてであります。

デマや差別などの人権侵害に関わる加害のある発言等に対して、先ほど、知事は、国に対し、インターネット上の誹謗中傷等の防止や犯罪行為への法的な対処、人権救済制度の確立などを要望してきたとし、今後も国に対策の強化を働きかけると答弁しました。

しかし、人権施策推進の方針を掲げている当事者であるにもかかわらず、実に他人事であり、人権侵害の抑止力につながる期待が持てません。

人の尊厳を傷つける差別意識を拡大させかねない行為は許されないものと認識しているのであれば、方針の実効性を高める努力をすべきではないでしょうか。卑劣な行為に毅然とした姿勢を示し、人権教育や啓発はもとより、道独自の実効ある救済や抑止政策を検討するよう、強く指摘します。

次に、教育課題についてであります。

カリキュラム・オーバーロードについては、これまでも、年度末になると、学級・学校閉鎖を見込んで、1週間当たりの授業時数を確保しようとし、毎日、6時間授業を行う事例が散見されます。

この点について、負担とならないよう留意することについても指導助言に含めるよう、指摘しておきます。

最後に、教職員の働き方改革についてです。

毎回、全ての職員が働きやすさと働きがいを実感できる職場環境の整備に取り組むと答弁されますが、休息時間に事務をこなしている実態をどう認識しているのでしょうか。

労働基準法の対象であれば違反事案となるにもかかわらず、給特法により適用除外となっている点についての認識と、休息时间確保にどう取り組むのか、再度、教育長の所見を伺います。

以上、再々質問を留保し、私の質問を終わります。（拍手）（発言する者あり）

○副議長梶谷大志君 知事。

○知事鈴木直道君（登壇）笹田議員の再質問にお答えいたします。

最初に、私の政治姿勢に関し、北海道創生に向けた取組についてであります。私としては、AIの活用などにより、本道の暮らしや産業が変革していく将来の姿を道民の皆様にお示ししながら、市町村をはじめ、多様な主体とともに、本道が有する優れた地域資源を生かした産業振興や、様々な分野での担い手対策など、北海道らしい持続可能な地域社会づくりを目指してまいります。

例えば、食については、農林水産業のスマート化や新たな加工技術の導入による付加価値の向上など、観光については、インバウンドや道外客の需要の着実な取り込みと、道民の皆様が道内各地を旅行しやすい環境の整備など、本道の潜在力を生かした政策の展開を一層進めてまいります。

次に、医療・福祉施策に関し、まず、地域医療の確保についてであります。市立室蘭総合病院については、現在、患者の受皿確保や職員の雇用といった、機能移管や統合などを進める上で見込まれる様々な課題に関し、室蘭市の考え方などを伺っているところであり、引き続き、市と情報共有を図りながら、地域の方々が必要な医療を受けられるよう、庁内関係部局が連携し、丁寧に対応してまいります。

道としては、公立、公的を含む各地域の医療機関が、それぞれの機能や役割を担いつつ、安定的に経営継続できるよう、今定例会冒頭で議決いただいた補正予算の迅速な執行や基金等を活用した支援を行うとともに、国に対し、本道の地域特性に応じた対策の充実を要望するなどして、地域医療の確保に取り組んでまいります。

次に、介護人材の確保などについてであります。道としては、介護人材の養成確保や多様な人材の参入促進のほか、事業所の方々が行う処遇改善の取組に対する支援など、引き続き様々な施策を推進するとともに、本道の地域特性に応じた介護報酬の設定を国に要望するなど、介護を必要とされる方々が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、介護サービス提供体制の確保に取り組んでまいります。

次に、経済と雇用施策に関し、まず、物価高への対応についてであります。道としては、今般策定した緊急経済対策の着実かつ効果的な執行を図り、その効果を検証するとともに、引き続き、地域や事業者、関係団体など、幅広い方々からの声に真摯に耳を傾け、変化する経済情勢をはじめ、国の政策動向などを踏まえながら、日頃から幅広い観点で必要な対策を検討し、時期を逸することなく対応できるよう取り組んでまいります。

次に、半導体・デジタル関連産業振興に係る今後の対応などについてであります。本道では、ラピダス社を核とした製造装置や物流拠点など、半導体関連企業の立地や、最先端の半導体

を活用するA Iデータセンターの立地が進んでいる中で、道としては、こうした動きをさらに加速させるため、北海道半導体・デジタル関連産業振興ビジョンを改定することとし、今後の取組方向や目指す姿をお示しすることといたしました。

また、産業集積により、従業員の増加なども見込まれることから、その動向について市町村と情報共有を図るとともに、水道や道路等のインフラ整備、教育環境の充実など、必要な生活・社会インフラについては、国に支援の要望を行っています。

道としては、こうした取組を通じ、本道の活性化に結びつけてまいります。

次に、エネルギー政策に関し、まず、泊発電所についてであります。原発の安全性の確保については、規制責任を担う原子力規制委員会において、新規制基準に基づき、審査、確認を行うことが重要であり、その結果についても原子力規制委員会自らが責任を持って説明を行うべきものと考えています。

また、安全対策については、泊発電所が積丹半島に立地し、かつ、豪雪地帯であることを踏まえ、国に対し、関係自治体の実情に応じたインフラ整備等に必要となる予算の確保を求めたところでございます。

なお、再稼働について、私としては、電気料金の引下げが見込まれることや、安定した電力供給、脱炭素電源の確保など、様々な要素を踏まえて同意を判断し、再稼働後の電気料金については、齋藤社長から、私に対し、値下げ水準の見通しを達成できるよう不断の努力を重ねていくとのお話があったところであり、引き続き、北電の取組状況を注視してまいります。

次に、送電網の整備等に係る道の取組についてであります。道では、新エネの導入拡大と利活用の促進に向け、北海道省エネルギー・新エネルギー促進行動計画に基づき、2030年度における新エネ導入量に関する目標値を設定し、各般の取組を進めており、この計画を着実に推進するためには、送電会社などとも連携し、今後の新エネの供給動向とともに、次世代半導体の製造拠点やA Iデータセンターなど、大型プロジェクトの需要動向も把握しながら、送電網の増強など、必要な電力インフラの整備が重要と認識しています。

道としては、国に対し、先行的、計画的な送電網の整備への支援など、必要な要望を行うとともに、今年度から道独自に、蓄電池も含めたGX産業分野において、支援制度を大幅に拡充いたしました。

また、地域における災害などに対するレジリエンス強化に向け、マイクログリッドの整備や蓄電池の設備導入支援なども行っており、こうした取組を通じ、再エネの導入拡大を図り、ゼロカーボン北海道の実現に向け、取組を加速してまいります。

次に、交通政策に関し、まず、大雪時における交通障害への対応についてであります。道では、先月の札幌圏の記録的な大雪におけるJRの運休や高速道路の通行止めといった大規模な交通障害の発生を踏まえ、昨日、私を本部長とする災害対策連絡本部員会議を開催し、JRの情報提供の在り方、想定を超える滞留者の発生、生活道路の排雪の遅れといった課題やJRが進めている検証作業を含め、関係機関のこれまでの取組と今後の対応を確認したところであります。

道としては、3月末まで続く当面の降雪期において、引き続き、関係機関と連携して雪害対策に万全を期すとともに、次の降雪期に向け、必要な対策を講ずることによって、道民の皆様の安全、安心な交通サービスの確保が図られるよう取り組んでまいります。

次に、運転手確保への対応についてであります。道では、事業者の方々の安定的な事業継続を図ることを通じて、運転手の処遇改善に向けた環境整備につながるよう、運行費補助や収支率などの向上にも資する利便増進実施計画の策定による路線の最適化などに取り組むとともに、今回の経済対策において、事業者の方々等の声を踏まえ、車両維持費の負担軽減を図るための支援を盛り込んだところであります。

道としては、こうした取組のほか、人手不足などの交通環境の変化や事業者の方々が抱える課題などを踏まえ、地域交通支援制度の検討を進めるなど、持続可能な地域交通の確保に向け取り組んでまいります。

最後に、開発行為への対応等についてであります。道では、違法な事案の抑止に向け、悪質性の高い事案に対し、より迅速かつ実効性の高い対応ができるよう、関係部局、市町村との連携強化や制度運用の見直しに取り組むとともに、必要な手続等の周知や通報窓口の設置を行ってきたところであります。

今後とも、土地の取得から林地開発、土地造成や建築まで、各段階において、法令等の適切な運用を図るとともに、国に対して、実効性ある規制の強化を要望するなど、違法な開発行為は許さないとの認識の下、違法な事案の抑止と本道の豊かな自然環境の保全に向け取り組んでまいります。

以上でございます。

○副議長梶谷大志君 教育長。

○教育長中島俊明君（登壇）笹田議員の再質問にお答えいたします。

教職員の働き方改革に関し、休憩時間の確保についてであります。学校現場において、やむを得ず休憩時間中に業務に従事する実態があることにつきましては承知しているところでございまして、労働基準法の趣旨を踏まえた適正な休憩時間の確保は重要であると考えております。

道教委といたしましては、今後とも、法の趣旨に沿った適正な運用が確保されるよう、在校等時間のよりの確な把握を進めた上で、各学校や市町村教育委員会に対し、あらゆる機会を通じて指導していくなど、引き続き職場環境の改善に取り組んでまいります。

以上でございます。

○副議長梶谷大志君 笹田浩君。

○65番笹田浩君（登壇・拍手）（発言する者あり）指摘を含めて、再々質問いたします。

まず、地方創生の展望について、道内には、物価高騰や人件費上昇などのあおりを受け、人口減少や少子・高齢化、財政逼迫などにより、持続可能性の見通しが立たず、将来消滅自治体に数えられる市町村が数多く点在します。

当該市町村においては、病院や学校、公共交通などの暮らしに欠かせないベーシックサービス

をどのように維持していくのかが喫緊の課題であります。

知事は、食や観光の政策を進めると言いつつ、道央圏を中心とする観光やデジタル関連産業など、国家戦略に準じた成長分野への投資に傾注しているように感じます。

道央圏一極集中により、生産人口がますます流出する地方においては、成長戦略の波及効果を実感できず、地域間格差がさらに広がる懸念があります。

地方が退廃すれば、道央圏はもとより、北海道全体の活性化は望めず、関係人口の受入れすら困難になると考えますが、知事の描く地方創生戦略では何を重視し、どのような北海道像を描いているのか、改めて知事の思いを伺います。

次に、地域医療の確保について、市立室蘭総合病院が2027年度中をめどに閉院する問題に対し、知事は必要な医療の確保、存続の観点で答弁されましたが、約770人に及ぶ病院職員の雇用と生活も懸念されます。

職場を失う一人一人に対して、就職あっせんや希望職種の聞き取りなど、再就職に向けた丁寧な対応を行い、路頭に迷う方が出ないように、室蘭市と連携して、道も伴走的な支援を実施すべきと考えますが、知事の所見を伺います。

あわせて、関係医師においても、道外転出とならないよう、条件整備や事前折衝などに努めるべきと考えますが、医師確保に資する取組についても伺います。

また、患者の方々が医療サービスを受けられる体制を具体的にどう継続していくのか、加えて、地域医療への影響や課題をどのように捉えて解決を図るのか、さらには、ほかにも病院を抱える財政逼迫の市町村に対し、連鎖的な反応がないよう、早急に対策すべきと考えますが、改めて所見を伺います。

次に、介護職員の人材確保等についてです。

介護保険は、40歳以上の全ての国民が支え合い、必要なときにサービスを受けられることが前提の制度であります。

しかし、実際には、地域ごとに人材確保や事業所の経営状況に差があり、保険料を負担していてもサービスを利用できない場合があることから、公平性の観点で重大な問題であります。

このような中、処遇改善の着実な実施による介護人材の確保が不可欠であります。

さきの補正予算では、処遇改善の取組支援として、職員1人当たり11万4000円の予算が計上されましたが、実効性を確保するためには、賃金実態の調査や実績報告の精査等を行い、事業者において確実に賃上げが行われたことを検証すべきことを指摘しておきます。

次に、ラピダスに関して、我が会派は、当初から全道への波及効果を問い続けてまいりました。

しかし、ビジョンの計画開始から2年を経ても、その具体像はいまだに見えてきません。

また、どの地域にどの程度の交流人口、関係人口の拡大を見込むのかといった基礎的な見通しがあれば、市町村は、交通、教育、住宅、医療など、生活インフラの検討を進めることができます。実際、この春の人事異動期には住宅確保が困難との声もあります。

需要を的確に把握し、工程と数値目標を明示した具体策を講じるよう、指摘しておきます。

次に、泊原発の再稼働について、原子力規制委員会の審査合格は、技術基準への適合確認にすぎず、事故リスクの消滅を意味するものではありません。

万が一の際、その影響と責任は、同意判断した知事にもあると考えますが、泊発電所の苛酷事故リスクが社会的に容認可能な水準にあると、規制委員会ではなく、知事自身の責任において判断されたのか、改めて所見を伺います。

また、原子力防災は、避難体制や補償、インフラ維持など、将来にわたる財政負担を伴い、とりわけ食料基地である本道の第1次産業への影響は甚大であります。

これらの費用について、国の全面負担の確約はあるのか、加えて、約11%の料金値下げも前提条件付きの試算にすぎませんが、道独自に試算や検証を行ったのか、不確実なメリットと取り返しがつかないリスクを踏まえた再稼働判断の妥当性について併せて伺います。

次に、送電網整備に対する答弁は、従来の説明の延長にすぎず、特に、地方については実現可能性を裏づける具体性に欠けるものでした。

本道では、再エネ導入拡大に送電網が追いつかない課題や、送電インフラの故障による大規模停電への対策などが長年指摘されており、重要なのは、認識でなく、なぜ解決できなかったのか、どう改善するのかであります。北電との関係も依然不透明で、道の主体的関与が見えません。

そこで、北電に送電網増強の計画や投資規模を具体的にどこまで求めるのか、また、道としてどのような責任ある対応を取るのか、改めて伺います。

さらに、蓄電池は防災インフラでもあり、現行支援は不十分であります。ゼロカーボン北海道実現のため、導入促進に向けた財政支援の強化が必要ですが、併せて伺います。

次に、大雪によるJR運休の影響について、知事は、新千歳空港に約7000人が滞留した今回の事案を交通障害と捉えているようですが、毛布の支給など、避難所での対応と同様に、災害級の対策として認識すべきであります。

2022年2月の札幌圏の大雪でも、臨時の道路除排雪や救急車の通行確保などの教訓がありましたが、今回の対応には反映されていません。

快速エアポート全便不通時に、旅客動向の把握や近隣道路の臨時除雪、臨時バス運行、空港での暖房供給や毛布の配布などの災害対応がなぜ連携して講じられなかったのか、知事の所見を伺います。

また、道が事務局を務める雪害対策連絡部は、どのような場合にどのような連絡、現地指導を行うのか、今回の空港滞留への道の責務や課題、反省点などについても所見を伺います。

次に、バス運転手確保について、バス事業者は、民間企業であると同時に、地域の公共交通を守るという使命があります。一方、その使命感に依拠して、バス事業者や運転手にぎりぎりの運営、業務を強いている状況にあるのではないかと考えます。

公共交通は、地域住民の生活を守るインフラであり、北海道を訪れるたくさんの方々にとって

欠かせない移動手段でもあります。

バス事業者の企業努力だけでは、もはや、運転手を確保し続けることが困難になっていることに対し、雇用環境、処遇改善に向けた効果的な支援を講じていくべきであり、北海道の公共交通の持続可能性を高める一層の努力を行うよう、指摘しておきます。

最後に、違法開発について、知事は、これまで、豊かな自然や食を基軸とし、観光立国・北海道を標榜すると同時に、本道に豊富に賦存する再生可能エネルギーについても、大きなポテンシャルを有する地域資源として積極的な活用を掲げています。

一方、違法な開発は、かけがえのない自然環境を荒廃させるおそれがあります。

しかし、先ほどの答弁では違法開発に対処する道独自の具体的な検討案が示されなかったことから、環境保全の取組を一層強化するために必要な法規制などの対応について、改めて知事の所見を伺います。

以上で私の質問を終わります。（拍手）（発言する者あり）

○副議長梶谷大志君 知事。

○知事鈴木直道君（登壇）笹田議員の再々質問にお答えいたします。

最初に、私の政治姿勢に関し、北海道創生についてであります。私としては、今後、AI、DXの活用が進み、エネルギーやデジタルの基盤が整備されることによって、道内のどこにいても暮らしの利便性や安全、安心が高まり、産業の生産性向上や地域の稼ぐ力も強化されていくことが重要と考えています。

このため、道では、都市部と地域の好循環を図りながら、道内各地が有する資源を生かし、AI活用による産業の生産性向上や産業クラスターの形成などを進めるとともに、市町村を支援する体制の強化や多様な主体との一層の連携に努め、未来への投資の効果を全道に広げ、若者や女性にも選ばれる持続可能な地域づくりなどに総合的に取り組んでまいります。

次に、医療・福祉施策に関し、地域医療の確保についてであります。市立室蘭総合病院については、現在、患者の受皿確保や職員の雇用といった、今後見込まれる様々な課題に関し、室蘭市の考え方などを伺っているところであり、引き続き、市と情報共有を図りながら、地域の方々が必要な医療を受けられるよう、庁内関係部局が連携し、丁寧に対応してまいります。

道としては、地域の医療機関がそれぞれの機能や役割を担いつつ、安定的に経営継続できるよう、今後とも、地域の課題や実情を踏まえた様々な施策の推進に努め、道民の皆様がどこに住んでいても安心して医療を受けられるよう、地域医療の確保に取り組んでまいります。

次に、エネルギー政策に関し、泊発電所についてであります。泊発電所3号機については、原子力規制委員会において新規制基準に適合していると判断され、昨年7月に設置変更許可がなされたところであり、原子力防災については、国が、泊地域の緊急時対応を取りまとめ、万が一、事故が起きた場合には、関係法令に基づき、責任を持って対処することとしております。

また、同意回答に合わせて、私から石原大臣に、防災対策に係る要請を行い、先月、国から、書面により、避難経路の整備など、関係省庁と連携して必要な対応を進めるとの回答があったと

ころであります。

なお、再稼働後の電気料金について、北電は、安全対策費などの増加や再稼働に伴う費用の低減効果に加え、経営効率化のさらなる深掘りによる費用の削減効果を最大限織り込んだ上で見通しを示し、齋藤社長からも、その旨、詳細な説明を受けたところであり、私としては、こうした電気料金の引下げが見込まれることや、安定した電力供給、脱炭素電源の確保など、様々な要素を踏まえて同意を判断したところでございます。

次に、送電網の整備等に係る道の取組についてであります。道としては、国に対し、先行的、計画的な送電網整備への支援強化などを要望してきており、こうした中、今般、国はGX戦略地域制度を創設し、送電網の先行整備に向けた具体的な取組も始まったところでございます。

また、道独自の取組として、蓄電池をはじめ、GX産業分野において、今年度、税制優遇制度の創設や立地補助金の強化を行うなど、支援制度を大幅に拡充したところであり、今後とも、こうした取組を通じ、ゼロカーボン北海道の実現に向け、取組を加速してまいります。

次に、交通政策に関し、大雪時における交通障害への対応についてであります。雪害対策連絡部は、関係機関相互の緊密な連携調整及び迅速な情報交換などを行うこととしており、先月の大雪の際にも担当学会議を開催し、各機関の対応状況や支援要請の有無などについて確認の上、それぞれ必要な対応を行ったところでございます。

道では、昨日、私を本部長とする災害対策連絡本部員会議を開催し、JRの情報提供の在り方、想定を超える滞留者の発生などの課題や、これらに対する取組と今後の対応を確認したところであり、引き続き、関係機関と連携して、当面の降雪期における対策に万全を期すとともに、次の降雪期に向け、必要な対策を講じるなど、道民の皆様の安全、安心な交通サービスの確保が図られるよう取り組んでまいります。

最後に、開発行為への対応等についてであります。道では、違法な事案の抑止に向け、関係部局、市町村との連携強化や制度運用の見直しなどに取り組んできたところであり、今後とも、開発行為の各段階に応じて、法令等の適切な運用を図るとともに、国に対して規制の強化を要望するなど、違法な開発行為は許さないとの認識の下、違法な事案の抑止と本道の豊かな自然環境の保全に向け取り組んでまいります。

以上でございます。

○副議長梶谷大志君 笹田浩君の質問は終了いたしました。

以上をもって本日の日程は終了いたしました。

3月2日の議事日程は当日御通知いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後 4 時 散会